

俱舎論根品心不相応行論  
—世親本論と諸註釈の和訳研究 (4)—

那須良彦

本稿は、世親 (Vasubandhu, 400-480 頃) が著した『阿毘達磨俱舎論本頌』 (*Abhidharmakośa-kārikā*, abbr. *AK*)、世親自註『阿毘達磨俱舎釈論』 (*Abhidharmakośabhāṣya*, abbr. *AKBh*)、それに対する称友 (Yaśomitra) の註『阿毘達磨俱舎論註明瞭義』 (*Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā*, abbr. *AKV*)、および安慧 (Sthiramati, 480-540 頃) の註『阿毘達磨俱舎釈論疏真実義』 (\**Abhidharmakośabhāṣyaṭīkā Tattvārthā nāma*, abbr. *AKTA*) のうち、心不相応行 (*cittaviprayuktasaṃskāra*) の部分に対する訳註研究であり、『インド学チベット学研究』12 に提出したものの続編である<sup>(1)</sup>。底本や略号は前稿を引き継ぐ。本稿で新たに用いる略号は末尾に記した。

## 和訳

### 2-4-2-4. 得の諸門分別

#### 2-4-2-4-1. 三世門分別

【*AKBh*】 (Pradhan, p.64.11-14)

以上のその得は、

三世〔の諸法〕に三種類ある。<sup>(2)</sup> (*AK*, II-37a)

<sup>(1)</sup>那須良彦 [2008] 「俱舎論根品心不相応行論—世親本論と諸註釈の和訳研究 (3)—」『インド学チベット学研究』12.

<sup>(2)</sup>得の三世門分別については加藤宏道 [1985] p.54ff が先ず参照されるべきである。その中で加藤宏道氏は、

と伝承されている。過去の諸法には過去得もあり、未来〔得〕もあり、現在〔得〕もある。同様に、未来〔の諸法〕にも現在〔の諸法〕にもそれぞれ三種類ある。

【AKV】 (Wogihara, 150.11-28)

「過去の諸法には過去得もあり」云々。

過去の諸法には<sup>(3)</sup>、例えば染汚〔なる過去の諸法〕には過去得が、〔すなわち〕生じてすでに滅してしまった〔得〕が、〔法の〕前に生ずる〔得〕(法前得)としても、〔法と〕同時に生ずる〔得〕(法俱得)としても、〔法の〕後の時に生ずる〔得〕(法後得)としても在り得る<sup>(4)</sup>。同じそれら〔過去の諸法〕には、**未来得**が、〔つまり〕いまだ生じていない〔得〕が、〔そして〕**現在〔得〕**が、〔つまり〕生じていまだ滅していない〔得〕が、〔法の〕後の時に生ずる〔得〕(法後得)として〔在り得る〕。

**未来〔の諸法〕にも<sup>(5)</sup>過去得が〔在り得る〕**。そ〔の未来の諸法に対する過去得〕は、〔法の〕前に生ずる〔得〕であって、すでに生じて滅してしまった〔得〕である。〔未来の諸法には〕未来

---

得と本法との時間的先後関係には二つの視点がある。それは、三世のいずれに得が属するかということ、すなわち得の作用の已起・正起・未起をみていく視点と、得と本法との先後関係を論じる視点とである。今、前者を「三世門」、後者を「法前後門」と名づけることにする。

三世門からみると、得には過去得・現在得・未来得の三種がある。このなか、過去得は作用が已に生じた得であり、現在得は作用が正に生起している得であり、未来得は作用がいまだ生起していない得である。そこで、或る世の或る法にはこれら三世いずれの得がありえるか、ということをもていく立場、これが三世門である。

と述べ、詳細な考察をしておられる。また Collett Cox[1995]pp.97-100 も参照。

(3) 『発智論』 17, T26, p.1008a9-a10:

諸得過去法、彼得過去耶。答。彼得、或過去、或未來、或現在。

玄奘訳『婆沙論』 157, T27, p.797c13-c22:

「得過去法過去得」者、謂、過去三界一切諸蘊及無漏蘊彼所有過去得。「得過去法未來得」者、謂、過去欲界善不善五蘊、有覆無記四蘊、無覆無記中通果心俱生品、及威儀路工巧處一分四蘊、色界善五蘊、有覆無記及無覆無記中通果心俱生品四蘊、無色界善有覆無記四蘊、無漏五蘊彼所有未來得。「得過去法現在得」者、謂、過去欲界善不善五蘊、乃至廣説如未來、彼所有現在得。

(4) 法前得・法後得・法俱得

玄奘訳『婆沙論』 158, T27, p.801c23-c25:

然得總有四種。一在彼法前、二在彼法後、三與彼法俱、四非彼法前後及俱。

(5) 『発智論』 17, T26, p.1008a11-a13:

諸得未來法、彼得未來耶。答。彼得、或未來、或過去、或現在。

玄奘訳『婆沙論』 157, T27, p.798a6-a14:

「得未來法未來得」者、謂、未來三界一切諸蘊、及無漏蘊彼所有未來得。「得未來法過去得」者、謂、未來欲界善不善

〔得も在り得る〕。そ〔の未来の諸法に対する未来得〕は、いまだ生じていない〔得〕である。〔未来の諸法には〕現在〔得も在り得る〕。〔未来の諸法に対する現在得は法の〕前に生ずる〔得〕（法前得）であり、生じていまだ滅していない〔得〕である。

同様に、**現在〔の諸法〕にも**<sup>(6)</sup>過去得が〔在り得る〕。そ〔の現在の諸法に対する過去得〕は〔法の〕前に生ずる〔得〕（法前得）であって、生じてすでに滅してしまった〔得〕である。〔現在の諸法には〕未来〔得も在り得る〕。そ〔の現在の諸法に対する未来得〕はいまだ生じていない〔得〕である。〔現在の諸法には〕現在〔得も在り得る〕。そ〔の現在の諸法に対する現在得〕は〔法と〕同時に生ずる〔得〕（法俱得）である。

そして、過去などの種類一般を考慮して以上のように説明したのだが、或る過去〔法〕に必ず三種類の得があるとは限らない。何故ならば、「無記〔の法〕に対する得は、〔法と〕同時に生ずる〔得〕（法俱得）である」（AK, II-38c）<sup>(7)</sup>と説かれているのであるから、異熟より生ずるもの（異熟果）には、未来〔得〕もしくは過去得は在り得ないからである。

だがもし、実体ごとに、得を区別して説くのであれば、可能性に応じて、以下のようなになる。〔すなわち〕染汚〔なる過去などの諸法〕と、先天的に得ている善（生得善）なる過去など〔の諸法〕には、必ず過去などの得がある。何故ならば、異生にとってのいまだ生じていない無漏〔の聖〕道<sup>(8)</sup>には、過去〔得〕や現在得は存在しないからである。

だが、以上の通則は、「無記〔の法〕に対する得は、〔法と〕同時に生ずる〔得〕（法俱得）である」（AK, II-38c）<sup>(9)</sup>と説かれている以上、例外を持つものであると理解されるべきである。

一方、無為〔の諸法〕における過去得は生じてすでに滅してしまったものであり、未来〔得〕はいまだ生じていないものであり、現在〔得〕は生じていまだ滅していないものである。しかしながらこのことは理解しやすいので、『俱舍論』では本頌とされていない。

有覆無記四蘊、無覆無記中通果心俱生品、及威儀路工巧處一分四蘊、色界善五蘊、有覆無記及無覆無記中通果心俱生品四蘊、無色界善有覆無記四蘊、無漏五蘊彼所有過去得。「得未來法現在得」者、謂、未來欲界善、乃至廣說如過去、彼所有現在得。

(6) 『発智論』 17, T26, p.1008a14-a16:

諸得現在法、彼得現在耶。答。彼得、或現在、或過去、或未來。

玄奘訳『婆沙論』 157, T27, p.798a27-b6:

「得現在法現在得」者、謂、現在三界一切諸蘊、及無漏蘊彼所有現在得。「得現在法過去得」者、謂、現在欲界善不善有覆無記四蘊、無覆無記中通果心俱生品、及威儀路工巧處一分四蘊、色界善五蘊、有覆無記及無覆無記中通果心俱生品四蘊、無色界善有覆無記四蘊、無漏五蘊彼所有過去得。「得現在法未來得」者、謂、現在欲界善不善五蘊、有覆無記四蘊、餘如過去得説、彼所有未來得。

(7) Pradhan, p.65.10.

(8) チベット語訳には “‘phags pa'i lam” とある (D. gu, 138a2, P. cu, 157a2)。

(9) Pradhan, p.65.10.

【AKTA】 (D. tho, 209b4-210a3, P. to, 245a2-b1)

いまや、得の〔三世の〕区別の法を示すために「**伝承されている**」云々と説く。「伝承されている」とは、得の〔三世の〕区別を考えることは、ウサギの角の鋭さを構想するのと同様に、それのよりどころは存在しないのであるから、〔世親先生の〕不満を示している、という意味である。

得の相続にもとづいて、過去など〔の諸法〕ごとに、三つの得が三つある<sup>(10)</sup>。以上の所説には例外がある。何故ならば、「無記〔の法〕に対する得は、〔法と〕同時に生ずる〔得〕(法俱得)である」(AK, II-38c)<sup>(11)</sup>と説かれているからである<sup>(12)</sup>。

【問】 どのようにか？

【答】 **過去〔の諸法〕**には〔法の〕前に生ずる〔得〕(法前得)と、〔法と〕同時に生ずる〔得〕(法俱得)と、〔法の〕後の時に生ずる〔得〕(法後得)がある。そしてそ〔の過去の諸法〕には、生じてすでに滅してしまった〔得〕である過去〔得〕があり、生じていまだ滅していない〔得〕である現在〔得〕があり、〔法の〕後の時に生ずる〔得〕(法後得)として未来〔得〕がある<sup>(13)</sup>。

**現在〔の諸法〕**には、〔法の〕前に生ずる〔得〕(法前得)として過去〔得〕があり、〔法と〕同

<sup>(10)</sup>過去得・未来得・現在得が、過去法・未来法・現在法それぞれにあるということ。

<sup>(11)</sup>Pradhan, p.65.10.

<sup>(12)</sup>cf AKV, 150.24-26:

sāpavādaś cāyam utsargo 'vagantavyaḥ / avyākṛtāptiḥ saha jeti vacanāt /

<sup>(13)</sup>AKLA は次のような註釈をなしている。

AKLA, D. cu, 157b4, P. ju, 184a6-a7:

過去〔の諸法〕には、〔親牛に従っている〕子牛のごとく従っているもの(=法後得)があり、それは生じてすでに滅してしまった〔得〕であって、過去〔得〕である。〔過去の諸法には〕生じていまだ滅していない〔得〕である現在〔得〕があり、いまだ生じていない〔得〕として未来〔得〕がある。

「子牛のごとく従っているもの」については、『入阿毘達磨論』に「ところで、得は三種である。すなわち、〔形に伴って〕進み行く影の如きと、〔牛の群れに先立って〕進み行く雄牛の如きと、〔親牛につき随って〕進み行く仔牛の如きとである」(櫻部建 [1997] p.226) とある。『入阿毘達磨論』は、得の観点から喩えを説くので「仔牛=法後得」であり、「雄牛=法前得」である。しかし『婆沙論』は本法の観点から説くので法前得と法後得の喩えが逆になっている。つまり「牛=本法」である。

玄奘訳『婆沙論』60, T27, p.311c14-c18:

然結於得有三種類。一如牛王引得前行、二如犢子隨得後行、三如形質與影得俱。「如牛王」者、先結後得、「如犢子」者、先得後結、「如形質」者、結與得俱。

旧訳『毘婆沙論』32, T28, p.235a4-a7:

諸結生時、或如大牛在前而行、或如犢子隨後而行、或有俱行。「如大牛在前行」者、先生結、後生得。「如犢子隨後行」者、先生得、後生結。「俱行」者、結得俱生。

時に生ずる〔得〕(法俱得)として現在〔得〕があり、〔法の〕後の時に生ずる〔得〕(法後得)として未来〔得〕がある。

**未来〔の諸法〕**には、生じてすでに滅してしまった〔得〕である過去〔得〕があり<sup>(14)</sup>、生じていまだ滅していない〔得〕である現在〔得〕があり、いまだ生じていない〔得〕である未来〔得〕がある。

或る者たちは、

以上のようなならば、〔法の〕前に生ずる〔得〕(法前得)と、〔法と〕同時に生ずる〔得〕(法俱得)と、〔法の〕後の時に生ずる〔得〕(法後得)という三種類ずつがある<sup>(15)</sup>。

と〔言う〕。

〔しかしながら、〕生ずることのない諸法(不生法)には、以上のような三種類〔の得〕があることはないであろう。

**【問】**上界より死没して〔下界に〕生じたとき、現在前している或る煩惱と同時に生じてる得がどうして〔生ずるのか〕？

**【答】**他の善〔なる法〕と染汚〔なる法〕を、かつての自らの地において起こすのである。欲界より離染した者が初静慮〔地〕に生ずるとき、そのときには、静慮の徳にもとづいて生じた過去〔得〕と未来〔得〕が生ずる。

#### 2-4-2-4-2. 三性門分別<sup>(16)</sup>

**【AKBh】** (Pradhan, p.64.15-16)

**善など〔の法〕には善など〔の得〕がある。(AK, II-37b)**

善・不善・無記〔の法〕には、順次、善・不善・無記なる得のみがある。

**【AKV】** (註釈無)

**【AKTA】** (D. tho, 210a3-a6, P. to, 245b1-b5)

<sup>(14)</sup> AKLA は、過去の諸法にある得の場合と同様に、牛の喩えを用いて、「未来〔の諸法〕には、牝牛のごときもの(=法前得)があり、それは生じてすでに滅してしまった〔得〕である過去〔得〕である」(AKLA, D. cu, 157b5, P. ju, 184a7-a8)と述べる。

<sup>(15)</sup> 出典未詳。

<sup>(16)</sup> 得の三性門分別については、加藤宏道 [1985(2)]pp.140-141 参照。

「善など〔の法〕には」云々。善など〔の法〕それぞれに善など〔の得〕があるとするならば、そのことは理に合わない。それゆえに〔世親先生は〕「順次」と述べる。

【問】どうして得は〔本〕法と同類のものと確立され、そのようではないものとして、〔本〕法と反対のものであると〔確立され〕ないのか？

【答】〔もし得が本法と同類のものでないならば、〕離染した者が不善なる諸法を成就したり、善根を断ってしまった者が善なる諸法を成就したりしてしまう過失となろう。

【反論】このようであるならば<sup>(17)</sup>、その場合、あらゆる場合に〔得は〕無記でもよいではないか。

【答論】それはそうではない。無記なる〔本〕法と同様に、他〔の善と不善〕の場合も、同類のものとなってしまう過失となる<sup>(18)</sup>。何故ならば、〔得が〕無記であるからである。染汚なる諸法の得は、〔聖〕道と矛盾しないということになってしまうからである。それゆえに、諸々の煩惱<sup>(19)</sup>の自己本質が断たれることがない。したがって、〔得は本〕法と必ず同類のものであると認められる。

#### 2-4-2-4-3. 界繫門分別<sup>(20)</sup>

##### 2-4-2-4-3-1. 本法が有繫の法の場合

【AKBh】 (Pradhan, p.64.17-19)

そ〔の界〕に繋がれている〔法〕の〔得は、その法〕自身の界〔に繋がれたもの〕（自界繫）である。（AK, II-37c）

或る諸法が或る界に繋がれている場合、それら〔諸法〕の得は、〔それら諸法〕自身の界〔に繋がれたもの〕である。〔つまり、〕欲〔界〕・色〔界〕・無色〔界〕に属する〔諸法〕の〔得は〕、順次、欲〔界〕・色〔界〕・無色〔界〕に属するものである。

【AKV】 (Wogihara, pp.150.28-151.2)

<sup>(17)</sup>善法には善なる得、不善法には不善なる得、無記法には無記なる得というように、宗義の通りであるならば、ということ。

<sup>(18)</sup>全部無記となってしまうということか。

<sup>(19)</sup>AKLAは、「諸々の染汚なるもの (nyon mongs can rnams)」(D. cu, 158a1, P. ju, 184b2)

<sup>(20)</sup>得の界繫門分別については、加藤宏道 [1985(2)]pp.143-146 を参照。

「欲〔界〕・色〔界〕・無色〔界〕に属する〔諸法〕の〔得は〕、順次、欲〔界〕・色〔界〕・無色〔界〕に属するものである」とは、欲界に生まれた〔有情<sup>(21)</sup>〕にとって、欲〔界〕に属する諸法の得は、欲界に属するものである。その同じ者にとって、色〔界〕に属する〔諸法〕の〔得は〕、色界に属するものである。その同じ者にとって、無色界に属する〔諸法〕の〔得は〕、無色界に属するものである。

そして、色界に生まれた〔有情〕にとって、欲界に属する〔諸法〕の〔得は〕、例えば変化心の〔得は〕、欲界に属するものである。〔その同じ者にとって、〕色界に属する〔諸法〕の〔得は〕、色界に属するものである。〔その同じ者にとって、〕無色界に属する〔諸法〕の〔得は〕、無色界に属するものである。

無色界に生まれた〔有情〕にとって、或る界に属する〔諸法〕の得は、その同じ〔界〕に属するものである。

【AKTA】 (D. tho, 210a7-b2, P. to, 245b5-246a1)

「そ〔の界〕に繋がれている〔法〕の〔得は、その法〕自身の界〔に繋がれたもの〕（自界繋）である（AK, II-37c）」とは、成就は成就を有する者に繋がれているので、或る界に属する〔諸法〕の得は、〔その諸法と〕別の界に属するものではない。

そのうちまず、欲界に生まれた者にとって、欲〔界〕に属する〔諸法〕の〔得〕は、欲〔界〕に属するものである。〔その同じ者にとって、〕色〔界〕・無色〔界〕に属する〔諸法〕の〔得は、順次、〕色〔界〕・無色〔界〕に属するものである。

色〔界〕に生まれた者にとって、色〔界〕に属する〔諸法〕の〔得は〕、色〔界〕に属するものであり、欲〔界〕に繋がれている変化心の〔得は〕、欲〔界〕に属するものである。〔その同じ者にとって、〕無色〔界〕に属する染汚なる〔諸法〕の〔得は〕、無色〔界〕に属するものである。

無色〔界〕に生まれた者にとって、無色〔界〕に属する〔諸法〕の〔得は〕、同じ無色〔界〕に属するものである。

#### 2-4-2-4-3-1. 本法が無繋の法の場合

【AKBh】 (Pradhan, p.64.20-23)

〔三界に〕繋がれていない〔諸法〕（無繋法）の〔得〕は、四種類である。（AK, II-37d）

無漏の諸法の得は四種類である。まとめていえば、三界所属のものと、無漏のものである。そのうち、非摂滅〔無為〕の〔得は〕三界所属のものである。摂滅〔無為〕の〔得は〕、色〔界所属のもの〕と、無色〔界〕所属のもの、無漏のものである。道諦の〔得は〕無漏のも

(21)チベット語訳には“sems can gyi”が挿入されている（D. gu, 138a4, P. cu, 157a5）。

のみである。〔それゆえ、〕こ〔の三界に繋がれていない諸法の得〕は、まとめていえば、以上の四種類である。

【AKV】 (Wogihara, pp.151.2-21)

「〔三界に〕繋がれていない〔諸法〕(無繫法)の〔得〕は、四種類である(AK, II-37d)」とは、〔三〕界に繋がれていない無漏なる有為と無為〔の諸法〕の得は四種類である。すなわち、欲〔界所属のもの〕と、色〔界所属のもの〕と、無色〔界〕所属のものと、無漏なるものである。「まとめていえば」とは、「〔三界に〕繋がれていないものを総じていえば」という意味である。だが〔三界に繋がれていない諸法〕それぞれに四種類あるわけではない、それゆえに、〔世親先生は〕「そのうち、非択滅〔無為〕の」云々と述べる。

欲界に生まれた者にとって、欲〔界〕所属〔の諸法〕などの非択滅〔無為〕の得は、可能性に応じて、欲〔界〕所属のものである。色界に生まれた者にとって、色〔界〕所属〔の諸法〕などの非択滅〔無為〕の得は、色〔界〕所属のものである。無色界に生まれた者にとって、無色〔界〕所属〔の諸法〕などの非択滅〔無為〕の得は、無色〔界〕所属のものである。何故ならば、有情相續によってのみ、そ〔の非択滅〕の得が確立されるのであって、非択滅〔無為〕をもつもの<sup>(22)</sup>によって〔確立されるの〕ではないからである<sup>(23)</sup>。何故ならば、もしこのようであるならば、道諦の非択滅〔無為〕の得は、無漏のものであるということになってしまうであろう。

「択滅〔無為〕の〔得は〕、色〔界所属のもの〕と、無色〔界〕所属のものと、無漏のものである」とは、〔択滅無為の得であって、〕欲〔界〕所属するものは〔存在し〕ない。何故ならば、欲界は〔煩惱を〕治すもの(能対治)ではないからである。一方、色〔界〕所属の道によって得された〔択滅〕の得は、色〔界〕所属のものである。無色〔界〕所属〔の道〕によって〔得された択滅の得は〕、無色〔界〕所属のものである。無漏道によって〔得された択滅の得は〕、無漏のものである。一方、聖者にとって、色〔界〕所属の道によって得された択滅の〔得は〕、色〔界〕所属のものと無漏のものである。無色〔界〕所属〔の道〕によって〔得された択滅の得は、〕無色〔界〕所属のものと無漏のものである。何故ならば、

世間〔道〕によって聖者が離染するときには、離繫得は二種類である。(AK, VI-46ab)<sup>(24)</sup>

と説かれているからである。

「道諦の〔得は〕無漏のもののみである」とは、こ〔の道諦〕の世間的な得を否定している。

<sup>(22)</sup>永久に未来にとどまる法を指す。

<sup>(23)</sup>玄奘訳『婆沙論』158, T27, p.801a11-a13:

非擇滅得、隨自所依性類差別。以非擇滅、自無作用、非道所求、彼得但依命根・衆同分、而現前故。

<sup>(24)</sup>Pradhan, p.366. 二種類の離繫得とは、世間的なもの(有漏)と、出世間的なもの(無漏)である(laukikyo lokottarās ca)。



「こ〔の三界に繋がれていない諸法の得〕は、まとめていえば、以上の四種類である」とは、「まとめていえば、三界所属のものと、無漏のものである」<sup>(25)</sup>と『俱舍論』で説かれた内容を結論づけている。

【AKTA】 (D. tho, 210b2-211a2, P. to, 246a1-b3)

「〔三界に〕繋がれていない〔諸法〕(無繫法)の〔得〕は、四種類である(AK, II-37d)」とは、無漏〔の諸法〕は〔三界に〕繋がれたものではない。何故ならば、欲〔界〕・色〔界〕・無色〔界〕の生存(srid pa \*bhava)<sup>(26)</sup>によってわがもの(我所)とされないからである。

「そのうち、非択滅〔無為〕の〔得は〕三界に属するものである」とは、その〔非択滅〕は三界の縁が欠けることによって得されるものであるから、〔非択滅の得は、得が〕生ずることによって三界所属のものとなるのであって、それら〔三界〕の縁が欠けている法によって〔三界所属のものとなるの〕ではない。もしそうでないならば、道諦<sup>(27)</sup>に摂められる諸法の非択滅を成就しないことになってしまうからである。

「択滅〔無為〕の」云々。色〔界〕所属の道によって得された〔択滅〕の〔得は〕、色〔界〕所属のものであり、無色〔界〕所属の道によって得された〔択滅〕の〔得は〕、無色〔界〕所属のものである。以上は、聖者でない者が離染することについての決まりである。一方、聖者が世間〔道〕によって離染する場合、〔その聖者にとっての択滅無為の得は〕、有漏のものと無漏のものである。無漏道によって得された〔択滅〕の〔得は〕、無漏のものである。欲〔界〕に所属する離繫得は〔存在し〕ない。何故ならば、欲界は〔煩惱を〕治すもの(能対治)ではないからである。

「道諦の〔得は〕無漏のもののみである」というなかで、その〔道諦の得〕は、他の道に繋がれていないので、法(本法)によってのみ得が決定される。

択滅が得される時<sup>(28)</sup>、道は有為を特徴とするが、どうして〔道諦の得は〕無漏なのか？ということが議論の主題なのである。「無漏道は有為である」といわれるが、定説によれば、非択滅の得には、道の特徴とする性質は存在しない。だが、非択滅にどうして有漏〔なる得〕と無漏〔なる得〕と〔の両者〕がありえようか？〔いや、ありえない。〕そして、無漏のもの(道)が無漏のもの(道の得)の原因である、というのが議論の主題なのである。現に起こっている無漏には得がある。〔だが、〕非択滅〔の得〕、あるいは〔つまり〕択によらざる無漏の得には、いかなる無漏の作用も存在しない。例えば、択滅の得に原因たる性質があることが認められる仕方でのようには、というこのことは無関係である。

<sup>(25)</sup> AKBh, II, Pradhan, p.64.21.

<sup>(26)</sup> D版とP版共(D. tho, 210b2, P. to, 246a1)に“sred pa”(\*tṛṣṇā, 渴愛)であるが、AKLA (D. cu, 158a4, P.ju, 184b8)によって“srid pa”(\*bhava, 有)に訂正して読む。

<sup>(27)</sup> 道諦は三界所属のものではない。

<sup>(28)</sup> 原文は、“so sor brtags pa'i 'gog pa'i thob par sa ti” (D. tho, 210b6-b7, P. to, 246a7) というように、一部音写を含んでいる。“pratisamkhyānirodhe prāpte sati”という梵文を想定して読む。

2-4-2-4-4. 三学門分別<sup>(29)</sup>

【AKBh】 (Pradhan, p.64.24-65.3)

有学の諸法の得は有学のもののみであり、無学〔の諸法〕の得は無学のもののみである。だが、非学非無学〔の諸法の得〕には区別がある。そ〔の区別〕が〔以下のように〕示される。

**非学非無学〔の諸法〕の〔得は〕三種類である。(AK, II-38a)**

非学非無学の諸法は、有漏の諸法と無為〔の諸法〕であると言われる。それらの得は、有学などの区別によって、三種類である。まず、(1) 有漏〔の諸法〕の得は、非学非無学のものである。(2) 非択滅の〔得〕と、(3) 非聖によって得される択滅の〔得は、いずれも非学非無学のものである〕。有学道によって得されるその同じ〔択滅〕の〔得は〕有学のものであり、無学〔道〕によって〔得される択滅〕の〔得は〕無学のものである。

【AKV】 (Wogihara, p.151.21-152.7)

「有学〔の諸法〕の」とは、有学の諸法とは、有学の者に所属する無漏の諸法である。「無学の」とは、無学〔の聖者〕に所属する無漏〔の諸法〕である。これらは道諦のみの性質を持つと理解されるべきである。一方、非学非無学〔の諸法〕は、有学のものと無学のものと別〔の諸法〕である。無為〔の諸法〕もまた非学非無学〔の諸法〕であると認められる。

それらの得は、有学などの区別によって、三種類である。すなわち、有学のものと、無学のものと、非学非無学のものである。

「非聖によって得される」とは、「異生によって得される」である。

「有学道によって〔得される〕まさにその〔得は有学のもの〕」<sup>(30)</sup>とは、「有学道によって得されるまさにその択滅の〔得は〕有学のもの」である。

無学〔道〕によって、すなわち尽智と相応した道によって得される〔択滅〕の〔得は〕、無学のものである。何故ならば、尽智が離繫得の所依であるからである。

そ〔の無学道〕を引き起こすものであるという理由で、そ〔の無学所属の択滅の得〕は、金剛のごとき有学〔道〕によって得されるのであるけれども、〔有学所属の択滅の得は〕そ〔の有学道〕によって得されるものであると〔アビダルマでは〕説かれている以上、有学所属の得と無学所属の得とは区別されるものなのである。したがって、かの有学〔道〕によって〔得される択滅無為の得は〕無学のものではない、と説かれたのである。

<sup>(29)</sup>得の三学門分別については、加藤宏道 [1985(2)]pp.146-148 参照。

<sup>(30)</sup>Text は “tasyaiva 'śaikṣeṇa” だが、AKBh 本文によって “tasyaiva śaikṣeṇa” と訂正して読む。

「聖道によって得されるまさにその〔得は〕無漏である」<sup>(31)</sup>とは、「聖道によって得されるまさにその扱滅〔無為〕の〔得は〕無漏である」である。そして「道諦の得は無漏である」<sup>(32)</sup>ということと関係づけられる。

【問】聖者が世間道によって得した扱滅〔無為〕の得は、有漏であるのか？ それとも無漏であるのか？

【答】〔これに対して毘婆沙師は〕両様であると〔答えて〕言う。

【問】どうして〔聖者が世間道によって得した〕そ〔の扱滅の得〕が〔両様であると本論では〕説かれていないのか？

【答】『釈論』は〔ここで〕終わりではない。後に、

世間〔道〕によって聖者が離染するときには、離繫得は二種類である。(AK, VI-45cd)<sup>(33)</sup>

と説かれるであろう。ゆえに〔ここでは〕説かれない。ここでは、複合的ではない得のみが説かれていると理解すべきである。

【AKTA】 (D. tho, 211a2-b1, P. to, 246b3-247a2)

有学の人には無漏の諸法がある。無学の者には無学〔の諸法〕がある。

そのうちまず、有学の諸法の得は、有学道に含められるものであるから、有学のもののみである。

無学〔の諸法〕の〔得〕もまた同様であると理解されるべきである。

有漏の諸法と無為〔の諸法〕は、有学〔道〕と無学道に含められないから、非学非無学〔の諸法〕である。

まず、有漏〔の諸法〕の得は、有学のものであることや無学のものであることはあり得ないので、非学非無学のものである。無為〔法〕のうちで<sup>(34)</sup>、或るものは非学非無学のものであり、それら〔非学非無学の諸法〕の得は三種類である。それゆえに〔世親先生は〕「非扱〔滅の得は〕」と述べる。「非学非無学のものである」と〔いう語と〕関係づけられる。

「非聖によって得される」云々という場合、非聖道によって得される扱滅の得は、有漏道に含められるものであるから、非学非無学のものである。「と」(ca) という語は、〔「非学非無学の諸法の得」という〕主題に導くためである。

(31)この AKV 所引の本論は現存の *AKBh* の文と異なる。現存の本文は、“tasyaiva śaikṣeṇa mārgena prāptasya śaikṣī” (*AKBh*, p.65.4: 「有学道によって得されるその同じ〔扱滅〕の〔得は〕有学のもの」) である。

(32) *AKBh*, p.64.22: mārgasatyasyānāsravaiva / 2-4-2-4-3-1 の *AKBh* 訳文。

(33) Pradhan, p.366.

(34) D 版及び P 版共 (D. tho, 211a4, P. to, 246b5) に “kyis” だが *AKLA* の D 版 (D. cu, 158b2) により “kyi” に訂正して読む。

有学道によって得される〔択滅〕の得は、有学道に含められるものであるから、**有学のものである**。無学のものもまた同様に理解されるべきである。無間〔道〕と解脱道は尽の得（＝滅の得）を引くものであり、所依となるものであるから、尽智などには滅を得する能力がある。それゆえに、〔世親先生は〕「無学〔道〕によって得される〔択滅〕の〔得は〕無学のものである」と述べる。

#### 2-4-2-4-5. 三断門分別<sup>(35)</sup>

【AKBh】 (Pradhan, p.65.3-7)

見〔所断の諸法の得〕と修所断〔の諸法〕の得は、順次、同じく見〔所断のもの〕と修所断のものである。だが、非所断〔の諸法の得〕には区別がある。そ〔の区別〕が〔以下に〕示される。

非所断〔の諸法〕の〔得は〕、二種類であると考えられている。(AK, II-38b)

非所断の諸法とは、無漏〔の諸法〕である。それらのうちで、(1) 非択滅の〔得〕と、聖道ではない〔道〕（非聖道）によって得られた択滅の得は、修所断のものである。(2) 聖道によって得られた同じそ〔の択滅〕の〔得〕と、道諦の〔得〕は、無漏のものであり、非所断のものである。

【AKV】 (註釈無)

【AKTA】 (D. tho, 211b1-b4, P. to, 247a2-a6)

〔世親先生は〕「同じく見〔所断のもの〕と修所断のものである」と述べる。何故ならば、見〔所断の諸法の得〕と修所断〔の諸法〕の得は、〔本〕法にもとづいて立てられるからである。

「だが、非所断〔の諸法の得〕には区別がある」云々。非択滅の無記なる得と、世間〔道〕によって〔得られた〕択滅の善にして有漏なる〔得は〕、不染汚なるものであり、有漏なるものであるから、修所断のものである。そして、「不染汚なるものは見所断のものではない」(AK, I-40c)<sup>(36)</sup>とこのようにすでに説かれた。

「同じその」とは、「聖道によって得られた択滅の」である。また聖者たちが世間道によって得た無漏なるものであり、聖道の力によって得られたものである。それゆえに無漏なるものである。道諦の〔得〕もまた無漏のものであるから、非所断のものである。

<sup>(35)</sup>得の三断門分別については、加藤宏道 [1985(2)]pp.148-149 参照。

<sup>(36)</sup>Pradhan, p.29.5.

2-4-2-4-6. 三世の諸法と三世の得<sup>(37)</sup>

## 2-4-2-4-6-1. 無覆無記

【AKBh】 (Pradhan, p.65.9-15)

〔先に〕「三世〔の諸法〕には三種類ある」と述べた総則には、次の例外がある。

無記〔の諸法〕の得は、〔本法と〕同時に生ずるものである。(AK, II-38c)

無覆無記〔の諸法〕の得は、〔本法と〕同時に生ずるもの(法俱得)のみであって、〔本法より〕先に生ずるもの(法前得)でも、〔本法より〕後に生ずるもの(法後得)でもない。何故ならば、〔無覆無記の諸法は〕勢力が弱いからである。したがって、それら〔無覆無記の〕過去〔の諸法〕の得は、過去のもののみであり、乃至、〔無覆無記の〕現在〔の諸法〕の〔得は〕現在のもののみである<sup>(38)</sup>。

【問】無覆無記〔の法〕全ての〔得が本法と同時に生ずるもの(法俱得)〕であるのか？

【答】全て〔の得〕が〔本法と同時に生ずるもの〕ではない。

〔二つの〕神通と変化〔心〕を除いて、である。(AK, II-38d)

無記なる二つの神通(天眼通と天耳通)と変化心を除いて〔、無記の諸法の得は、本法と同時に生ずるものなのである〕。何故ならば、それらは特殊な加行によって成し遂げられるので、勢力が強いから、〔それらの〕得は、〔本法より〕前(法前得)と、〔本法より〕後(法後得)と、〔本法と〕同時に生ずるもの(法俱得)である。〔毘婆沙師たちは〕甚だしくくり返された<sup>(39)</sup>、或る工巧処と威儀路の〔得〕も、〔本法より前(法前得)と、本法より後(法後得)と、本法と同時に生ずるもの(法俱得)であると〕認めている<sup>(40)</sup>。

【AKV】 (Wogihara, p.152.8-18)

「勢力が弱いから」とは、〔無覆無記の諸法は〕労力を必要としないから(anabhisamṣkāravat-tvāt)、勢力が弱いのである。

<sup>(37)</sup>加藤宏道 [1985]p.54ff 参照。

<sup>(38)</sup>玄奘訳『婆沙論』157, T27, p.797b4-b6:

無覆無記一切色蘊、異熟生四蘊、及威儀路・工巧處多分四蘊、彼得、世不雜、剎那不雜。

<sup>(39)</sup>熟練したという意。

<sup>(40)</sup>玄奘訳『婆沙論』157, T27, p.797b8-b11:

威儀路四蘊中、善串習者、如佛馬勝、及餘有情所善串習、并工巧處四蘊中、善串習者、如佛妙業天子、及餘有情所善串習、彼得亦皆、世雜剎那雜。

「**二つの神通**」とは、天眼通と天耳通である。**変化心を除いて**。

【問】「[天眼通と変化心を除いて]とは」どうなのか？

【問】「無記〔の諸法〕の得は、〔本法と〕同時に生ずるものである」(AK, II-38c)<sup>(41)</sup>と結びつけられるべきである。

「**何故ならば、それらは勢力が強いから**」云々とは、「何故ならば、それら天眼通などは勢力が強いから」である。

【問】〔勢力が強いから〕どうなるのか？

【答】〔それらの〕得は、〔本法より〕前（法前得）と、〔本法より〕後（法後得）と、〔本法と〕同時に生ずるもの（法俱得）である。「**特殊な加行によって成し遂げられるので**」とは、天眼通などは特殊な加行によって成し遂げられるのである。そうであるので、〔つまり〕特殊な加行によって成し遂げられたものであるので、勢力が強いのである。勢力が強いから、〔それらの〕得は、〔本法より〕前（法前得）と、〔本法より〕後（法後得）と、〔本法と〕同時に生ずるもの（法俱得）である、というように〔語の〕意味が結びつけられる。

「**或る工巧処の**」とは、「ヴィシュヴァカルマンの」である。「**威儀路の**」とは、例えば、「上座馬勝の」である。「**甚だしくくり返された**」とは、「完全に自分のものとなった」である。「**認めている**」とは、「毘婆沙師たちが〔認めている〕」である。

【問】何を〔認めているの〕か？

【答】〔それらの〕得が、〔本法より〕前（法前得）と、〔本法より〕後（法後得）と、〔本法と〕同時に生ずるもの（法俱得）である〔、と認めている〕。

【AKTA】 (D. tho, 211b4-212a3, P. to, 247a6-b6)

「**無記〔の諸法〕の得は、〔本法と〕同時に生ずるものである** (AK, II-38c)」という場合、この例外〔もまた〕例外を持っている。何故ならば、「[二つの] 神通と変化 [心] を除いて」(AK, II-38d) と説かれているからである。

「**勢力が弱いから**」とは、〔無覆無記の諸法の〕勢力の弱さは、異熟果であるからである。〔それらが〕無漏のものになってしまうこともない。何故ならば、大きな労力によって成し遂げられたものであるからである。その場合、労力なくして成し遂げられたものは、勢力が弱いものである。

「**[二つの] 神通と変化 [心] を除いて**」〔という語は、〕「無記〔の諸法〕の得は、〔本法と〕同時に生ずるものである」(AK, II-38c)<sup>(42)</sup>と結びつけられる

「**二種の神通**<sup>(43)</sup>」とは、天眼〔通〕と〔天〕耳〔通〕である。何故ならば、「〔天〕耳〔天〕眼の

(41)Pradhan, p.65.10.

(42)Pradhan, p.65.10.

(43)D 版及び P 版共 (D. tho, 211b6, P. to, 247b1) に “mngon par 'du byed pa” だが、AKLA (D. cu, 159a4, P. ju, 186a4) によって “mngon par shes pa” と読む。

〔二〕通は無記であり」(AK, VII-45ab)<sup>(44)</sup>と説かれているからである。「変化心」というのは、「無記は四種である」(AK, II-72a)<sup>(45)</sup>と説かれているからである。

「それらは特殊な加行によって成し遂げられたものである」というこれによって、〔天眼通などが〕労力を要して生じたものであるから、勢力が強いということを示している。

「工巧処」云々。こ〔の工巧処〕は特殊な訓練 ('bdu byed, \*saṃskāra) にもとづいているのであって、訓練一般に〔もとづいているの〕ではない。まさにそれゆえに〔世親先生は〕「甚だしくくり返された」と述べる。「〔毘婆沙師たちは〕認めている」という。「威儀路の」とは、「例えば、世尊や馬勝の」である。「工巧処の」<sup>(46)</sup>とは、「例えば、ヴィシュヴァカルマンやキンナラの」である。それらは特殊な加行によって成し遂げられたものであるから、勢力が強いから〔、それらの得は、本法より前(法前得)と、本法より後(法後得)と、本法と同時に生ずるもの(法俱得)である〕。他のものは、勢力が弱いから〔、それらの得は、本法と同時に生ずるものである〕。〔甚だしくくり返されていない〕威儀路の四蘊の得は、刹那断のものである<sup>(47)</sup>。工巧処の〔四蘊の得〕もまた同様である<sup>(48)</sup>。

#### 2-4-2-4-6-2. 有覆無記

【AKBh】 (Pradhan, p.65.16-18)

【問】〔本法と〕同時に生ずる〔得〕(法俱得)は、無覆無記の〔法の得〕だけであるのか？

【答】〔これに対して答えて〕言う。

および、有覆〔無記〕の色の〔得も、本法と同時に生ずる得(法俱得)である〕。(AK, II-39a)

有覆無記の表色の得も、〔本法と〕同時に生ずる〔得〕(法俱得)である。何故ならば、〔有覆無記の表色を起こす〕上〔品の心〕によっても無表は生じさせられないので、〔有覆無記の

<sup>(44)</sup>Pradhan, p.423.10. 櫻部建・小谷信千代・本庄良文 [2004]p.167 参照。

<sup>(45)</sup>Pradhan, p.106.6.

<sup>(46)</sup>AKLA, D. cu, 159a6, P. ju, 186a7-a8:

「工巧処の」とは、「例えば、三十三天のヴィシュヴァカルマンやアスラの対象ではない工巧処の」である。

<sup>(47)</sup>法俱得がないということ。

<sup>(48)</sup>『順正理論』12, T29, p.399a5-a9:

又威儀路四蘊之得、多分世断、及刹那断。唯除諸佛、馬勝苾芻、及餘善習威儀路者。若工巧處四蘊之得、亦多世断、及刹那断。除毘濕縛羯磨天神、及餘善習工巧處者。

表色の得は] 勢力の弱いことが成立しているからである<sup>(49)</sup>。<sup>(50)</sup>

【AKV】 (Wogihara, p.152.19-24)

「および、有覆〔無記〕の色〔得も、本法と同時に生ずる得（法俱得）である〕（AK, II-39a）」という中で、「および」（ca）という語は集合を意味する。「得は〔本法と〕同時に生ずるものである」ということに集められる。そしてそ〔の有覆無記の色〕は初静慮地に属する染汚色なる表色に限ると理解されるべきである。何故ならば、〔有覆無記の色は〕そ〔の初静慮地〕以外の諸地におけるそ〔の表色〕を生じさせないからである。

「上〔品〕によっても」云々。上〔品〕の心によっても、有覆〔無記〕の表〔色〕は生じさせられる。だが、表〔色を起こす〕その同じ上〔品〕の心は、無表を生じさせない。こうであるので、〔有覆無記の表色の得は〕勢力が弱いことが成立している。そのように勢力が弱いことが成立しているから、〔有覆無記の色の〕得は〔本法と〕同時に生ずるものである。

【AKTA】 (D. tho, 212a3-a5, P. to, 247b6-248a1)

「および、有覆〔無記〕の色〔得も、本法と同時に生ずる得（法俱得）である〕（AK, II-39a）」云々。「色」という用語は、非色〔の法〕を排除するためである。何故ならば、そ〔の非色の法〕の得は種類を異にしていると確立されているからである。「有覆〔無記の色〕」とは、初静慮所属の、染汚なる身〔表色〕・語表色に限るのであって、〔初静慮より〕上〔の地〕のでも、欲界のでもない。何故ならば、〔有覆無記の色は、他の地における表色を〕生じさせないからである。

〔有覆無記の〕表〔色〕を生じさせる有覆の上〔品〕の心によっても、無表は引き起こされない。〔有覆無記の得の〕勢力が弱いことが成立している。そうであるから、〔有覆無記の色の〕得は〔本法と〕同時に生ずるものである。

### 2-4-2-4-6-3. 善不善法

【AKBh】 (Pradhan, p.65.19-23)

【問】無記の諸法に以上のような得の区別があるのと同様に、善・不善〔の諸法〕にも何らかの得の区別があるのか？

【答】〔これに対して、得の区別は〕あると〔答えて〕言う。

<sup>(49)</sup> 普光は次のように註釈する。

雖有上品煩惱、而亦不能發無表故、勢力微劣、由此定無法前後得。（『俱舍論記』4, T41, p.89b10-b12）

<sup>(50)</sup> 玄奘訳『婆沙論』157, T27, p.797b15-b17:

一切有覆無記・無覆無記色蘊、及威儀路・異熟生四蘊彼得、世不雜利那不雜。隨在彼世、即唯有彼世得故。



欲〔界〕における色には、〔本法より〕前に生じる〔得〕（法前得）はない。（AK, II-39b）

欲〔界〕所属の表〔色〕・無表色には、いかなる仕方でも〔本法より〕前に生じる〔得〕（法前得）は存在しない。だが、〔本法と〕同時に生ずる〔得〕（法俱得）と、〔本法より〕後の時に生じる〔得〕（法後得）は存在する。

【AKV】（Wogihara, pp.152.25-153.2）

「〔無記の諸法に〕得の区別がある」とは、「異熟生などや無覆無記〔の諸法〕の得は、〔本法と〕同時に生ずる〔得〕であるが、二通などの得は、〔本法より〕前に〔生じる得〕と、〔本法より〕後〔の時〕に〔生じる得〕と、〔本法と〕同時に生じる〔得〕である、というようにその〔得〕の区別がある」である。

「欲〔界〕における色には、〔本法より〕前に生じる〔得〕（法前得）はない（AK, II-39b）」とは、欲〔界〕所属の、善・不善なる表〔色〕・無表色には、いかなる仕方でも〔本法より〕前に生じる〔得〕（法前得）は存在しない。〔本法が〕善であれ、不善であれ、いかなる仕方でも存在しない、という意味である。

「だが、〔本法と〕同時に生ずる〔得〕（法俱得）と、〔本法より〕後の時に生じる〔得〕（法後得）は存在する」とは、可能性に応じて、である。例えば、表〔色〕・無表〔色〕の最初の刹那の得は、〔本法と〕同時に生ずる。第二などの刹那においては、その同じ第一刹那〔の表色・無表色〕の〔得は〕、〔本法より〕後の時に生じる。同様に、他の第二刹那など〔の表色・無表色〕にも、〔本法と〕同時に生じる〔得〕と、〔本法より〕後の時に生じる得があると理解されるべきである。欲〔界〕所属の色に〔本法より〕前に生じる得があることだけが否定されているのだから、静慮〔律儀〕と無漏律儀の色には、〔本法より〕前に生じる得はあると認められているのである。

【AKTA】（D. tho, 212a5-a7, P. to, 248a1-a4）

「欲〔界〕における色には、〔本法より〕前に生じる〔得〕（法前得）はない（AK, II-39b）」とは、欲界の、律儀などの善・不善の色には、いかなる仕方でも〔本法より〕前に生じる〔得〕（法前得）は存在しない。

「だが、〔本法と〕同時に生ずる〔得〕（法俱得）と、〔本法より〕後の時に生じる〔得〕（法後得）は存在する」と言う。そのうち、「〔本法と〕同時に生ずる〔得〕（法俱得）」とは、「〔本法と〕俱時に生ずる〔得〕」である。「〔本法より〕後の時に生じる〔得〕（法後得）」とは、「〔本法が〕去った後に生ずる〔得〕」である。その〔法後得〕は、過去のものでもあり、現在のものでもある。

そのうち、「欲〔界〕における」という語は、色〔界〕所属のものを除外するためである。「色には」という語は、有色でない〔法〕を除外するためである。「いかなる仕方でも」とは、善〔法〕にも存在しないし、不善〔法〕にも存在しない、と理解される。〔そもそもここは、例外を述べているところなので、本法に、法前得と法俱得と法後得の三種類があることを述べることは、〕先の無覆無記〔の諸法〕の〔得を述べる際に〕除外されているからである。

欲〔界〕所属の善・不善の色は、加行〔得〕のものであって、生得のものではない。〔欲界は〕定地ではない（散地）ので、未来〔法〕が獲得される<sup>(51)</sup>のではない。それゆえに、〔欲界所属の善・不善の色には、本法より〕前に生じる得（法前得）は存在しないのである。

## 2-4-2-5. 非得の諸門分別

### 2-4-2-5-1. 三性門分別<sup>(52)</sup>

【AKBh】 (Pradhan, pp.65.24-66.2)

【問】非得にも得と同様に種類の区別があるのか？

【答】ない、と〔答えて〕言う。

【問】その場合、どうなのか？

【答】

**非得は不染汚無記である。(AK, II-39c)**

全ての非得は無覆無記のみである。

【AKV】 (Wogihara, p.153.3-7)

【問】どうして「**全ての非得は無覆無記のみである**」と確立されるのか？

【答】もし諸々の煩惱の非得が染汚であれば、煩惱を断じた者には、〔非得の本法である染汚なる〕煩惱〔が存在しないの〕と全く同様に、〔煩惱の非得も〕存在しないことになってしまおう。もし〔非得が〕善であれば、善根を断じた者には、〔善法の非得が〕存在しないことになってしまおう。

【問】もし無漏の諸法の非得が無漏であれば、どうになってしまうのか？

【答】〔その場合、異生の者が〕異生の者ではなくなってしまう。何故ならば、〔異生の者が〕常に〔無漏の非得という〕聖法を成就していることになるからである。それゆえに、非得はただ無覆無記のみであると確立されるのである。

【AKTA】 (D. tho, 212b1-b4, P. to, 248a5-b1)

〔以上、〕得を説きおわった。

【問】非得にも得と同様に種類の区別があるのか？

<sup>(51)</sup>D 版と P 版共 (D. tho, 212b1, P. to, 248a5) に、“ma rnyed pa” (獲得されない) であるが、AKLA の D 版と P 版 (D. cu, 159b5, P. ju, 186b8) によって “rnyed pa” (獲得される) に訂正して読む。

<sup>(52)</sup>非得の三性門分別については、加藤宏道 [1985(2)]pp.141-142 参照。

【答】ない、と〔答えて〕言う。

【問】その場合、どうなのか？

【答】**非得は不染汚無記である。**（AK, II-39c）

【問】どうして「**非得は無覆無記のみである**」と理解されるのか？

【答】もし〔非得が本〕法と同様であるならば、その場合、阿羅漢たちは不善なる諸法や、有覆無記〔の諸法〕を成就していることになろう。また善根を断じてしまった者たちも、諸々の善〔根〕を成就していることになろう。そして異生たちも諸々の聖法を成就していることになろう。もし〔非得が本〕法と〔正〕反対のものであれば、その場合でも、阿羅漢たちも染汚なる諸法を成就していることになろう。善根を断じてしまった者たちも、諸々の善〔根〕<sup>(53)</sup>を成就していることになろう<sup>(54)</sup>。それゆえに、非得はただ無覆無記のみなのである。

#### 2-4-2-5-2. 三世門分別<sup>(55)</sup>

【AKBh】（Pradhan, p.66.2-4）

さらに〔三〕世の区別によって、

**過去〔法〕と未来〔法〕のそ〔の非得〕は三種類である。**（AK, II-39d）

現在〔法〕には現在の非得は存在しない<sup>(56)</sup>。しかし、過去〔法〕と未来〔法〕とは三世〔の非得〕がある。

<sup>(53)</sup> AKLA, D 版 (D. tho, 159b7) により “rtsa ba” (根) を補って訳す。

<sup>(54)</sup> 非得が本法と性質が同じものであるならば、不善なる法の非得も不善なるものであるもので、阿羅漢が不善なる法を成就していることになる。これとは逆に、非得が本法と性質が反対であるとすれば、染汚した不善なる法の非得は染汚した善であることになるので、阿羅漢も染汚なる法を成就しているという過失となる。これは『婆沙論』の次のような議論にもとづいている。

問。非得若隨所不得法性類差別有、何過耶。答。斷善根者、應成就善、已離欲染者、應成就不善、諸無學者、應成就染、異生應成就三乘無漏法、退果應成果、捨向應成向、二滅非得、應是無爲。由此等過、非得不可隨所不得性類有異。  
（玄奘訳『婆沙論』 158, T27, p.801a19-a25）

<sup>(55)</sup> 加藤宏道 [1985]pp.65-68 参照。

<sup>(56)</sup> 真諦訳『俱舍論』 3, T29, p.182a7-a8:

現在法非至得、但現世。

普光はこの真諦訳を誤りであることを指摘している。

舊俱舍云「現在法有現在非得」者、此翻謬矣。（『俱舍論記』 4, T41, p.90a9-a10）

【AKV】 (Wogihara, p.153.7-13)

「現在〔法〕には現在の非得は存在しない」というのは、現在法には得がはたらいており、それゆえに、こ〔の現在法〕には現在の非得は存在しないのである。何故ならば、そ〔の現在法〕において、得と非得との二つが同時にはたらくことはあり得ないからである。

「しかし、過去〔法〕と未来〔法〕とは三世〔の非得〕がある」とは、(1) いまだ得されていない〔加行得の諸功德〕、および(2) 得していたがすでに失った加行得の諸功德、また(3) 未来〔の加行得の諸功德〕、そして(4) [いまだ得されていない眼などと、得していたがすでに失った眼などと、未来の] 眼などには、得は存在しない。〔それら諸法の〕非得は、過去のものとしても、未来のものとしても、現在のものとしても存在する。何故ならば、それら諸法の非得は、相続という仕方では生じ、滅し、未来に位置するからである。

【AKTA】 (D. tho, 212b4-b6, P. to, 248b1-b6)

「過去〔法〕と未来〔法〕のそ〔の非得〕は三種類である (AK, II-39d)」とは、相続の観点から〔言われるのである〕。「現在〔法〕には現在の非得は存在しない」と言われているので、過去〔の非得〕と未来〔の非得〕は存在すると理解されるのである。現在〔法〕は必ず得と同時に起こるので<sup>(57)</sup>、得と非得との二つが同時に起こることはないので、現在〔法〕の非得が現在のものであることは理に合わないのである。

#### 2-4-2-5-3. 界繫門分別<sup>(58)</sup>

【AKBh】 (Pradhan, p.66.5-7)

欲〔界〕などに繋がれた〔諸法〕と、無垢〔の諸法〕の〔非得は三種類である〕。(AK, II-40a)

〔欲〔界〕などに繋がれた〔諸法〕と、無垢〔の諸法〕の〕という第 40 偈 a 句には、第 39 偈 d 句中の〕「三種類である」が補われる。欲〔界〕に繋がれた〔諸法〕の〔非得は〕、〔所依身がいずれの界に属しているかにもとづいて、〕欲〔界所属〕・色〔界所属〕・無色〔界〕所属〔の三種類〕である<sup>(59)</sup>。色〔界〕に繋がれた諸法〕と無色〔界〕に繋がれた〔諸法〕の〔非

<sup>(57)</sup> 玄奘訳『婆沙論』158, T27, p.802a12-a13:

必無非得、可與法俱。以法現在前時、是所得者、必有得故。

<sup>(58)</sup> 非得の界繫門分別については、加藤宏道 [1985(2)]p.146 参照。

<sup>(59)</sup> 欲界に生まれた者にとって、欲界所属の諸法の非得は欲界所属のものであり、色界に生まれた者にとって、欲界所属の諸法の非得は色界所属のものであり、無色界に生まれた者にとって、欲界所属の諸法の非得は無色界所属のものである、ということ。

得]、および無漏 [の諸法] の [非得] もまた同様である。

【AKV】 (Wogihara, p.153.14-28)

「欲 [界] などに繋がれた [諸法] と、無垢 [の諸法] の (AK, II-40a)」という中で、「と」(ca) という語は、「三種類である」(AK, II-39d) という [語] に引きつけるためである。「欲 [界] などに繋がれた [諸法]」とは、欲などの界に繋がれた、[つまり] 結びつけられている [諸法] である。欲 [界] などに繋がれた [諸法] と、無垢 [の諸法] の非得は三種類である。何故ならば、生まれた [場所] の所依身にもとづいて、そ [の非得] が確立されるからである。というのも、[本] 法と同時に確立されるものではない非得は、得のように [本] 法にもとづいて確立されるのではないからである。それゆえに、欲界に生まれた者にとって、欲 [界所属]・色 [界所属]・無色 [界] 所属 [の諸法]、および無漏の諸法の非得は、欲 [界] 所属のものである。色界に生まれた者にとって、[欲界所属・色界所属・無色界所属の諸法、および無漏の諸法の非得は、] 色 [界] 所属のものである。無色界に生まれた者にとって、[欲界所属・色界所属・無色界所属の諸法、および無漏の諸法の非得は、] 無色 [界] 所属のものである。

例えば、欲界に生まれた者にとって、加行 [得] の諸功德の [非得]、善 [根] を断じた位における生得 [の諸法] の非得、およびいまだ離染していないことによる色 [界所属]・無色 [界] 所属の不染汚 [なる諸法] の非得、および異生であることによる無漏 [の諸法] の非得は、欲 [界] 所属のものである。

同様に、色界に生まれた者にとって、地を移動することによって捨てられた欲 [界] 所属 [の諸法] の [非得]、および色 [界所属]・無色 [界] 所属の加行 [得] の諸功德の [非得]、および異生であることによる無漏 [の諸法] の非得は、色 [界] 所属のものである。

そして全く同様に、無色界に生まれた者にとって、地を移動することによって捨てられた欲 [界所属]・色 [界] 所属 [の諸法] の [非得]、無色 [界] 所属の加行 [得] の諸功德の [非得]、および同じく異生であることによる無漏 [の諸法] の非得は、無色 [界] 所属のものである、というように応用されるべきである。

【AKTA】 (D. tho, 212b6-213a3, P. to, 248b3-b8)

「欲 [界] などに繋がれている [諸法] と (AK, II-40a1)」云々。「欲 [界] などに繋がれている諸法」とは、「欲 [界] などに繋がれている [諸法]」、[つまり] 「欲 [界] に結びつけられている [諸法]」という意味である。

非得は、生まれた [場所] の所依身にもとづいて確立されるのであって、[本] 法にもとづいて [確立されるの] ではない。何故ならば、[本法にもとづいて確立されるとするならば、非得は本] 法と対立するものとなるからである。

その場合、欲界に生まれた者にとって、欲 [界所属]・色 [界所属]・無色 [界] 所属 [の諸法] の非得は、欲 [界] 所属のものである。

【問】どのようにしてか？

【答】(1) 欲〔界〕所属の加行〔得の諸法〕の〔非得〕、(2) 善根を断じてしまったことによる生得〔の諸法〕の〔非得〕、および(3) 色〔界〕や無色〔界〕に所属していることによって、〔それらの界に所属する〕諸々の煩惱だけを成就して、いまだ離染していないことによる不染汚〔なる諸法〕の〔非得〕、そして(4) 異生であることによる無漏〔の諸法〕の非得は、欲〔界〕所属のものである。

同様に、色〔界〕や無色界に生まれた者にとって、(1) 欲〔界所属〕・色〔界所属〕・無色〔界〕所属の諸法の〔非得〕、および(2) 無漏〔の諸法〕の非得は、〔それぞれ〕色〔界所属のものであり〕、無色〔界〕所属のものである、というように詳細に説明されるべきである。

#### 2-4-2-5-4. 無漏（不繫）なる非得は存在しない—異生性論—

##### 2-4-2-5-4-1. 無漏（不繫）なる非得は存在しない理由

【AKBh】 (Pradhan, p.66.7-11)

いかなる非得も無漏なるものとしては存在しない。すなわち、

**異生性とは、〔聖〕道の非得であると認められている。(AK, II-40bc1)**

論書において「【問】異生性とは何か？【答】諸々の聖法の不獲である」(『発智論』)と誦されている<sup>(60)</sup>。そして「〔聖道の〕非得」が「〔聖法の〕不獲」と呼ばれている〔のだから〕、異生性が無漏なるものであることはあり得ない。

(60) 『八糖度論』3, T26, p.783c1-c3:

云何凡夫性。答曰、聖法若不得、已不得、當不得。復次、諸聖媛・聖忍・聖見・聖味・聖慧、若不得、已不得、當不得、是謂凡夫性。

『発智論』2, T26, p.928c5-c7:

云何異生性。答、若於聖法・聖暖・聖見・聖忍・聖欲・聖慧、諸非得、已非得、當非得、是謂異生性。

玄奘訳『婆沙論』45, T27, p.232b11f:

問、爲不得苦法智忍、是異生性、爲不得一切聖法、是異生性耶。

設爾何失。

若不得苦法智忍、是異生性者、道類智已生、捨苦法智忍、爾時、苦法智忍非得、應是異生性、是則住修道無學道者、亦應名異生。若不得一切聖法、是異生性者、則應一切有情、皆名異生。無聖者成就一切聖法故。謂、乃至佛亦、不成就二乘聖法及自乘學法、亦應名異生。…(中略)…

復有說者、「不得一切聖法、是異生性」。

問、若爾、則應一切有情、皆名異生。無聖者成就一切聖法故。

答、雖無聖者具足成就一切聖法、而非異生、以彼得雜聖得故。謂、若身中聖法非得不得者、是謂生性。聖者身中聖法、非得雜聖得故、非異生性。彼得非得、恒俱生故。復次、彼非得有二種、一共、二不共。不共者、是異生性。共

【AKV】 (Wogihara, p.153.29-30)

〔世親先生は〕「論書において『【問】異生性とは何か？【答】諸々の聖法の不獲である』とこのように誦されていることをもって、非得に無漏のものは存在しないことを示す。

【AKTA】 (D. tho, 213a3-a5, P. to, 248b8-249a4)

「非得は〔本〕法にもとづいて確立されるのではない」<sup>(61)</sup>というこのことによって、「いかなる非得も無漏なるものとしては存在しない」というまさにこのことが理解される。

【問】「無漏なる非得は存在しない」というこのことは何において理解されるのか？

【答】論書において〔理解されるのである〕。「すなわち」とは、詳細に論書を導入するのである。ここでの論書とは『発智論』であると認められている。

【問】「異生性が無漏なるものであることはあり得ない」というのはどうしてか？

【答】〔何故ならば、〕異生性とは、異生の性質であるので、無漏なる諸法が異生の性質を持つことは理に合わないし、〔無漏なる異生性があるとすると、〕聖者たちに異生の性質があることによる過失が附随するからである。

#### 2-4-2-5-4-2. 第一説—異生性は一切の聖法を獲ていないこと—

【AKBh】 (Pradhan, p.66.11-14)

【問】〔異生性とは、〕どれだけの聖法の不獲であるのか？

【答】一切〔の聖法〕の〔不獲〕である。何故ならば、〔論書には〕区別が説かれていないからである。そして、〔先に〕獲ることなくして、〔いかなる聖法をも〕獲ないこと〔不獲〕が〔異生性である〕。もしそうでないならば、仏陀も、声聞や独覚の種姓に属する〔諸々の聖法〕を成就していないという理由で、聖者でなくなってしまう。

【反論】その場合、〔「諸々の聖法の全くの不獲である」というように〕「全く」(eva) という語が〔論書に〕誦されているべきである。

【答論】〔「全く」(eva) という語が〕誦されている必要はない。何故ならば、ただの一語であつても、限定するものとなるからである。例えば、「水を飲む者」・「風を食する者」とい

---

者、非異生性。聖者身中聖法非得、一向是共。故無前失。復次、彼非得有二種、一未被害、二已被害。未被害者、是異生性。已被害者、非異生性。聖者身中聖法非得、皆已被害。故無前失。復次、一切聖法非得有二、一依異生相續現起、二依聖者相續現起。前是異生性、後非異生性。故無聖者名異生失。

<sup>(61)</sup>先の「非得は生まれた〔場所〕の所依身にもとづいて確立されるのであって、〔本〕法にもとづいて〔確立されるのではない〕」(AKTA, D.tho,212b6-b7, P. to, 248b3-b5) という文を指すか。

う〔だけで、「のみ」(eva) という語を述べなくても、「水のみを飲む者」・「風のみを食する者」と限定されていることになる〕ように。

【AKV】 (Wogihara, pp.153.30-154.12)

【問】「どれだけの聖法の不獲であるのか？」とは、聖法は苦法智忍に始まって無漏道全てであるので、このゆえに以上のように質問するのである。

【答】「一切〔の聖法〕の〔不獲〕である。何故ならば、〔論書には〕区別が説かれていないからである」という。〔異生性とは、〕苦法智忍などの有学・無学の諸々の智全ての不獲である。

【問】どうしてか？

【答】何故ならば、〔論書には〕区別されていないからである。

【反論】もしこのようであるならば、〔聖者に〕苦法智忍が生じているとしても、こ〔の聖者〕には残余の諸々の聖法の不獲があることになるから、〔この者は〕聖者でなくなってしまうだろう。

【答論】それゆえに、「そして、〔先に〕獲ることなくして、〔いかなる聖法をも〕獲ないこと（不獲）が〔異生性である〕」とこのように〔答えて〕言う。〔先に〕獲ることなくして、〔いかなる聖法をも〕獲ないこと（不獲）が異生性である。

「もしそうでないならば」云々。もし〔或る聖者に〕諸々の聖法の獲があるとしても、〔その聖者にある〕他の聖法の不獲が異生性であると認められるとすれば、仏陀も、声聞や独覚の相続に属する諸々の聖法を成就していないという理由で、聖者でなくなってしまう。そして、「不獲」という語を用いることによってのみ〔このような〕過失の付随がなくなるのである。

【反論】その場合、「諸々の聖法の全くの不獲である」というように「全く」(eva) という語が〔論書に〕誦されているべきである。

【答論】「何故ならば、ただの一語であっても、限定するものとなるからである」とは、「ただ〔『不獲』という〕単語だけでも」という意味である。

「『水を飲む者』・『風を食する者』」とは、「水のみを飲む者」・「風のみを食する者」というように〔わざわざ〕「のみ」(eva) という語を〕説かなく〔ても〕、「のみ」(eva) という語の意味が理解される。こ〔の「聖法の不獲」〕の場合も同様である。

あるいは<sup>(62)</sup>、水のみを飲む者が「水を飲む者」であり、風のみを食する者が「風を食する者」とあるというように、ここでは「のみ」(eva) という語が省略されて説かれているけれども、〔「のみ」(eva) という〕限定詞の意味があることが理解されるように、同様に、〔「聖法の不獲」という〕この場合でも、「〔聖法の〕全くの不獲である」というように〔「全く」(eva) という限定詞の意味があることが理解される〕。

【AKTA】 (D. tho, 213a5-214a1, P. to, 249a4-250a2)

(62) 「あるいは」以下は、AKTA の解釈にもとづいていると考えられる。AKTA の訳文を参照。



【問】有学と無学の区別、人の区別、対治の区別によって聖法は多数であるから、また「諸々の聖法の不獲である」というように区別されずに説かれているから、「どれだけの聖法の不獲であるのか？」と質問する。

【答】それゆえに「一切〔の聖法〕の〔不獲〕である」と〔答えて〕言う。有学と無学などの区別によって区別ある〔諸々の聖法全て〕の〔不獲である〕。

【問】どうしてこのことが理解されるのか？

【答】それゆえに「何故ならば、区別が説かれていないからである」と〔答えて〕言う。「論書において〔区別が説かれていないからである〕」と結びつけられる。

【反論】もし異生性が一切〔の聖法〕の不獲であるならば、そうであるならば、〔聖法〕全部を獲ることによって聖者であるという過失の付随がある。そうであるならば、いかなる者であれ、無漏なる法を全て得ている者などいるわけではないのであるから、聖者が存在しないという過失の付随があることになる。

【答論】それゆえに「〔先に〕獲ることなくして、〔いかなる聖法をも獲ないこと（不獲）〕が」と〔答えて〕言う。「異生性とは、一切〔の聖法〕の不獲である」と説かれているが、「或る何らか〔の聖法〕の〔不獲である〕と説かれているの〕ではない。〔したがって、〕聖者が或る何らか〔の聖法〕を獲ていないという理由で、その者が聖者でなくなってしまうという過失の付随はない。そしてそうであるならば、諸々の聖法の不獲は二種類である。すなわち、不獲を先とするものと、獲を先とするものである。そのうち、不獲を先とするものが異生性なのであって、獲を先とするものが〔異生性の〕ではない<sup>(63)</sup>。

「もしそうでないならば」とは、「もし異生性が獲を先とするものであるならば」である。自身の種姓に所属する〔諸法〕のみを獲るのであるから、「仏陀も」云々と〔述べる〕。

【反論】「その場合、『全く』(eva) という語が〔論書に〕誦されているべきである」とは、「諸々の聖法の全くの不獲である」というように〔「全く」(eva) という語によって〕限定される〔べき〕であるということである。その場合、〔聖法が〕獲られるならば、「獲なるものは異生性ではない」というように説かれているのであって、〔それとは〕別のことが〔説かれているの〕ではない。

【答論】〔「全く」(eva) という語が〕誦されている必要はない。

【問】どうしてか？

【答】〔何故ならば、〕そ〔の「聖法の不獲」という論書の文〕に、〔「全く」(eva) という〕限定詞が誦されていなくても、〔「全く」(eva) という限定詞があることが〕理解される〔からである〕。

(63) 『順正理論』12, T29, p.399b4-b6 (『顯宗論』7, T29, p.805a12-a13) :

若爾、豈不無非異生。無一總成諸聖法故。若有不獲、不雜於獲、是異生性。若雜獲者、非異生性。故無有失。

玄奘訳『婆沙論』45, T27, p.232c3f:

雖無聖者具足成就一切聖法、而非異生、以彼得雜聖得故。謂、若身中聖法非得非不雜得者、是謂生性。聖者身中聖法、非得雜聖得故、非異生性。彼得非得、恒俱生故。復次、彼非得有二種、一不共、二不共。不共者、是異生性。共者、非異生性。聖者身中聖法非得、一向是共。故無前失。

【問】 どうして説かれていなく〔ても〕、「〔全く〕(eva) という限定詞があることが」理解されるのか？

【答】 それゆえに「ただの一語であっても」云々と〔答えて〕言う。「水を飲む者」・「風を食する者」というここにおいて、「のみ」(eva) という語が存在しないので、「〔水を飲む者〕と「のみ」、あるいは「風を食する者」と「のみ」というように、それぞれ二つの語がないのだけれども、ここにおいて、「水のみを飲む者」・「風のみを食する者」というように〔「のみ」(eva) という〕限定詞が理解されるのである。もし「水も飲み、食べ物も食べる」ということであるならば、「水を飲む者」というこの語に何の意味があるのか？ それゆえに、「水を飲む者」と〔いうここにおいては、「のみ」(eva) という〕限定詞があることが含意されているのであるから、〔わざわざ〕「のみ」(eva) という語を説かないのである。同様に、こ〔の「聖法の不獲」〕の場合でも、もし「異生性とは、諸々の聖法の獲でもあり、不獲でもある」ということであるならば、「異生性とは、諸々の聖法の不獲である」というこの文章に何の意味があるのか？ それゆえに、こ〔の「聖法の不獲」という論書の文〕には、「〔全く〕(eva) という〕限定詞があることが含意していると理解される。したがって、「全く」(eva) という語の意味が理解される以上、こ〔の「聖法の不獲」という論書の文〕に、「全く」(eva) という語の意味が存在しないと誦せられるわけではない。「風を食する者」についても同様に説明されるべきである。

#### 2-4-2-5-4-3. 第二説—異生性は苦法智忍とその俱生の法を獲ていないこと—

【AKBh】 (Pradhan, p.66.14-16)

【異説者】 他の者たちは、

〔異生性とは〕苦法智忍と、そ〔の苦法智忍〕と同時に生じている〔諸法〕の不獲である<sup>(64)</sup>。

と〔言う〕。〔聖者は、道類智が生ずるとき(預流果のとき)には、〕それら〔苦法智忍、および苦法智忍と同時に生じている諸法〕を捨するのであるから<sup>(65)</sup>、〔道類智のときに聖者が〕聖者でなくなってしまう、という過失の付随はない。何故ならば、それら〔聖法〕の不獲は

<sup>(64)</sup> 玄奘訳『婆沙論』45, T27, p.232b19-b29:

有作是説、「不得苦法智忍、是異生性」。

問、若爾、道類智已生、捨苦法智忍、爾時、苦法智忍非得、應是異生性、是則住修道無學道者、亦應名異生。

答、苦法智忍生時、害彼非得、令於自相續、永不復生故、住修道無學道者、於苦法智忍雖不成就、而不名不得、亦不名得。如眼根生時、害彼非得、令於自相續、永不復生、眼根滅已、雖不成就、而不名不得、亦不名得。此亦如是故、無前過。復次、道類智已生、苦法智忍雖不成就、而成就彼等流果故、不名異生。

<sup>(65)</sup> “tadyogād” を櫻部建 [1969] p.313 によって “tattyāgād” に訂正して読む。

完全に除去されているからである。

【問】 その場合、それら〔諸々の聖法〕は三種姓（声聞・独覚・仏）に通ずるものであるので、〔異生性とは、〕どれだけの〔聖法の〕不獲であるのか？

【異説者答】 一切〔の聖法〕の〔不獲〕である。

【反論】 このようであるならば、その場合、〔前と〕同じ過失がある。

【異説者答論】 「では、）再び〔前と〕同じ答弁をする。

【反論】 その場合、〔第二説をわざわざ設けた〕努力は無駄となる。

【AKV】 (Wogihara, p.154.12-27)

【異説者】 「他の者たちは、『異生性とは〕苦法智忍と、そ〔の苦法智忍〕と同時に生じている〔諸法〕の〔不獲である〕』と〔言う〕」云々。異生性とは、苦法智忍と、そ〔の苦法智忍〕と同時に生じている受などの諸法の不獲である。この主張においては、「〔聖者に〕苦法智忍が生じているとしても、〔この聖者には〕残余の諸々の聖法の不獲があるので、〔この者は〕聖者でなくなってしまう」というように〔先に〕述べられた過失はあり得ない。

【反論】 その場合、〔聖者は、預流〕果を得するときには、苦法智忍やそ〔の苦法智忍〕と同時に生じている〔諸法〕を失っているのであるから、〔預流〕果を得たときには、〔その者は〕聖者でなくなってしまう。

【異説者答論】 「このような〕過失に答弁するために、『それらを捨するのであるから〕と〔答えて〕言う。それら〔苦法智〕忍や〔苦法智忍と〕同時に生じている〔諸法〕を捨するのであるから、〔道類智のときに聖者が〕聖者でなくなってしまう、という過失の付随はない。何故ならば、それら〔聖法〕の不獲は完全に除去されているからである。〔つまり、〕そ〔の聖法〕の不獲は完全に失われているからである。

【問】 どうしてこ〔の聖法の不獲〕が完全に除去されているのか？

【異説者答】 何故ならば、彼（聖者）の相続において〔聖法の不獲は〕再び生ずることはないからである。

【問】 その場合、それら〔諸々の聖法〕は三種姓に通ずるものであるので、〔つまり〕声聞・独覚・仏の種姓に通ずるものであるので、〔異生性とは、〕どれだけの〔聖法の〕不獲であるのか？

【異説者答】 一切の、〔つまり〕声聞などの〔三〕種姓に通ずる〔聖法全て〕の〔不獲〕である。

【反論】 「このようであるならば、その場合、〔前と〕同じ過失がある」とは、「仏陀もまた三種姓に通ずる〔聖法全て〕を獲ているわけではないので、聖者でなくなってしまう」という意味である。

【異説者答論】 「〔では、）再び〔前と〕同じ答弁をする」とは、「『そして、〔先に〕獲ることなくして、〔いかなる聖法をも獲ないこと（不獲）〕が』という、前と同様な言語的展開が、『例えば、〈水を飲む者〉・〈風を食する者〉という』に至るまで〔答弁される〕」である。

【反論】 「その場合、努力は無駄となる」とは、「〔苦法智〕忍以外の聖法の不獲があるという理由で聖者でなくなってしまう、というようなこの過失に答弁するために、『異生性とは、〔苦法智〕

忍と、そ〔の苦法智忍〕と同時に生じている〔諸法〕の不獲である』と〔第二説を述べた〕努力が無駄となろう」である。〔何故ならば、〕前の主張の過失に対して同じ答弁が用いられている〔からである〕。

【AKTA】 (D. tho, 214a1-b3, P. to, 250a2-b6)

【異説者】他の者たちは、〔先に〕述べられた過失に答弁するために、「〔異生性とは〕苦法智忍と、そ〔の苦法智忍〕と同時に生じている〔諸法〕の不獲である」と言う。異生性とは、〔苦〕法智忍の不獲なのであって、そ〔の苦法智忍〕以外の聖法の不獲なのではない。それゆえに、〔見道の〕第一刹那に位置している者が、苦法智などを獲ていないとしても、異生になってしまう過失の付随はない。

【反論】そうであるならば、その場合、〔その者は、預流〕果を得たときには、そ〔の苦法智忍と、それと同時に生じている諸法〕を捨てるのであるから、異生となる過失の付随があろう。

【異説者答論】それゆえに、「それらを捨てる」云々と〔答えて〕言う。まさにそれについての理由を「何故ならば、それらの不獲は完全に除去されているからである」と述べる。何故ならば、〔聖者は〕苦法智忍を得ることによって、苦法智忍と、そ〔の苦法智忍〕と同時に生じている〔諸法〕の不獲—〔それは〕異生性と呼ばれる—を完全に除去しているからである。

【反論】諸々の聖法のかの非得は、彼（聖者）の相続においてはいかなるときも生じていないことになろう。そしてこの場合でも前に述べられた過失があることになるという過失の付随があるから、「その場合、それらは」云々と述べる。「苦法智忍と、そ〔の苦法智忍〕と同時に生じている〔諸法〕は」である。「三種姓に通ずるものである」とは、声聞・独覚・正等覚者の種姓に通ずるものだからである。声聞などは、それぞれ一切〔の聖法〕を獲ているわけではないのであり、三種姓に通ずる〔聖法〕一切の不獲も、声聞などに共通するものである。それゆえに「どれだけの〔聖法の不獲〕であるのか？」と質問する。

【異説者答論】それゆえに「一切〔の聖法〕の不獲があることによって異生と呼ばれる」と〔答えて〕言う。

【反論】「このようであるならば、〔前と〕同じ過失がある」とは、「もし異生性が一切〔の聖法〕の不獲であるならば、仏陀も、声聞・独覚の種姓に所属する〔諸々の聖法〕を成就しているわけではないのだから、聖者でなくなってしまうというように前に述べられた〔過失〕がある」である。

【異説者答論】「〔では、〕再び〔前と〕同じ答弁をする」とは、「〔先に〕獲ることなくして、〔いかなる聖法をも獲ないこと（不獲）〕が」ということから、「【反論】その場合、『全く』(eva) という語が〔論書に〕誦されているべきである。【答論】誦されている必要はない。何故ならば、ただの一語であっても、限定するものとなるからである」ということ〔に至るまで〕である。

【反論】その場合、前に述べられたことと変わらないのであるから、〔第二説をわざわざ設けた〕努力は無駄となる。前に述べられた過失に対する答弁にもとづいて、こ〔の反論〕に対して答えるのであれば、「声聞などが聖者でなくなる」という過失は、この場合でも同じままである。も

しこの場合でも、「〔先に〕獲ることなくして<sup>(66)</sup>」というように〔前と〕同じ答弁があることが認められるとするならば、そうであるならば、「〔異生性とは、〕苦法智忍と、そ〔の苦法智忍〕と同時に生じている〔諸法〕の不獲であって、他〔の諸法〕の〔不獲〕ではない」と〔第二説を設けた〕努力が無駄となってしまう。

#### 2-4-2-5-4-4. 経部の異生性の定義

【AKBh】 (Pradhan, p.66.16-18)

【経部】そして、経部の〔所説の〕ごときが優れている。

【問】では、経部の〔所説とは〕いかなるものであるのか？

【経部】〔それは〕「異生性とは、聖法がいまだ生じていない相続である」という〔所説である〕<sup>(67)</sup>。

【AKV】 (Wogihara, p.154.28-31)

【経部】「聖法がいまだ生じていない相続である」というなかで、「この者にはいまだ生じていない諸々の聖法がある」というのが、「聖法がいまだ生じていない」(anutpannāryadharmā)〔という所有複合語の分解解釈である〕。異生性とは、〔そのような聖法がいまだ生じていない〕相続である。〔つまり〕聖道がいまだ生じていない〔五〕蘊の相続、という意味である。意味上、「聖者性とは、聖法がすでに生じた〔五蘊の〕相続である」ということが説かれていることになる。何故ならば、〔聖者は〕所依が転換(āśrayaparāvṛtti, 転依)しているからである。

【AKTA】 (D. tho, 214b3-b5, P. to, 250b6-b8)

【経部】「聖法がいまだ生じていない相続である」云々。

【反論】「異生性とは、相続においていまだ諸々の聖法が生じていないことである」とするこの場合でも、前と同様に、「声聞などが聖者でなくなってしまう」、あるいは「努力が無駄となる」〔という過失がある〕。

<sup>(66)</sup>D 版と P 版共 (D. tho, 214b2, P. to, 250b5) に “ma rnyed pa med pa” だが、AKLA の P 版 (P. ju, 189b1) により “rnyed pa med pa” に訂正して読む。

<sup>(67)</sup>Robert Kritzer 氏は、この経部(世親自説)の異生性の定義が、Viniścayasamgrahaṇī, P. zi, 77a8-77b1 (『瑜伽師地論』「撰決撰分」T30, p.607c8-c10)における異生性の定義と類似している点、さらには世親の異生性理解が、Viniścayasamgrahaṇī, P. zi, 26b1-b2 (『瑜伽師地論』「撰決撰分」T30, p.587b25-b26)における異生性の理解と実際には全く同じである点を指摘している (Robert Kritzer1999]pp.247-248)。

【答論】この場合に、努力が無駄となることはない。何故ならば、別の意図を有しているからである。「相続」という用語は、異生性が世俗的な存在（世俗有）であって、別個の法ではないということを示すために、そのように説いたのであって、前の過失<sup>(68)</sup>に答弁するために〔そのように説いたの〕ではない。

#### 2-4-2-5-4-5. 衆賢と経部の対論<sup>(69)</sup>

【AKTA】 (D. tho, 214b5-215a3, P. to, 250b8-251a6)

【衆賢】衆賢先生は〔次のように〕言う。「眼などの刹那は、それぞれまさに異生の相続に属するものであって、経主の〔言うがごとく〕ではない。刹那それぞれが相続であることはあり得ない。〔何故ならば、もし刹那が相続であれば、相続は実体ではない以上、〕刹那が実体ではないことになる過失が付随する〔からである〕。それゆえに、もし眼などの刹那が異生の相続であり、〔異生性は、異生の相続の〕刹那なるに依って仮に設定される (nye bar bzung ste 'dogs par byed, \*upādāya prajñapyate) とするならば、その同じ〔異生性〕が、それら〔異生の相続の諸刹那〕とは別個のものとして説かれるはずはない」と言う。もしこのように、異生性が眼などの刹那に仮に構想されるものであるならば、それゆえに、さらにまた「このような者が隨信行者と呼ばれる。〔この者は異生地を〕超えて、正性離生に入る」<sup>(70)</sup>と説かれている經典と矛盾する。こ〔の經典〕での、「異生地」とは、異生の位（＝異生性）の意味で理解されると認められる。また、そ〔の異生の位〕とは、その位において、煩惱と業、および煩惱がはたらくことが定まっている〔位である〕。

<sup>(68)</sup>有部の異生性の定義に生ずる過失。

<sup>(69)</sup>以下の AKTA における衆賢と経部の対論部分は、下記の『順正理論』からの引用と考えられる。しかしながら『順正理論』と完全に一致しない。それゆえ、私は引用の末尾がどこまでであるかを理解していない。

…何縁經主、復作是言。謂異生性、都無實物。若爾、是誰相續分位。謂眼耳等相續分位。豈一刹那眼等分位、非異生性、而言眼等相續、方是異生性耶。非一刹那、可名相續。刹那便有非實過故。此非唯有言違義失。亦復有餘違契經過。故世尊說、如是名為隨信行者。入正性離生、超越異生地。此異生地、即異生性。何緣故知。說得捨故。非於爾時捨會所得眼等諸法少分可知。如得未曾所得聖法。聖者正在見道位時、成就眼等一切品類、皆如前位、無所缺減。若異生性、無別有體、便違此經。爾時無別異生地體可超越故。若謂惡趣是異生地、得忍位已、應非異生。若謂眼等未得聖時、離聖法故、依之假立異生名想。是異生性、入見道時、超越彼故、說名超越異生地者、理亦不然。如何爾時、眼等諸法如本隨逐、而可說為超越眼等。…（『順正理論』12, T29, p.399b11f.）

cf. 『顯宗論』7, T29, p.805a-b.

<sup>(70)</sup>『雜阿含經』3, 第61經「分別經」T2, p.16a:

比丘、若於此法、以智慧思惟、觀察分別忍、是名隨信行。超昇離生、越凡夫地、未得須陀洹果、中間不死、必得須陀洹果。

【経部】 そうであるならば、まさに述べられている諸々のもの（煩惱やそれにもとづく業）が異生性となる過失の付随がある。〔煩惱や業を超えることが聖者性であるから、聖者性と、いまだ異生である忍位の区別がなくなってしまう。何故ならば、〕忍を得た者は、煩惱などを超えることが決まっているのであるからである。経部の者は以上のように認めている。この「〔異生性とは聖法がいまだ生じていない相續である〕という定義」が最も勝れているのであるから、〔さらに〕考察する必要はないのである。あるいは、異生性とは、異生の地であって、聖法が相續においていまだ生じていないことであって、別個の法ではないのである。聖法がすでに生じた者は、再び異生性を取ることが現前することはなく、「異生の地を超越した者」と呼ばれる。

#### 2-4-2-5-5. 非得の捨<sup>(71)</sup>

【AKBh】 (Pradhan, p.66.19-23)

【問】 さて、この非得はどのようにして捨せられるのか？

【答】 或る法に対して、或る非得がある場合、そ〔の非得〕は、

そ〔の法〕を得することと、地を移動することによって捨せられる。(AK, II-40c2d)

まず例えば、異生性は聖道の不獲なのであるが、そ〔の聖道〕の獲によってそ〔の異生性〕は捨せられ、また、地を移動することによって〔異生性は捨せられる〕。他〔の諸法〕の〔非得が捨せられることについて〕も同様に適用されるべきである。「〔非得が〕捨せられる」というのは、「その非得の非得が生起して、〔その非得の〕得が断じられる」ということである。

【AKV】 (Wogihara, pp.154.32-156.2)

「さて、この非得は」というのは、一切諸法の非得が問われているのであって、聖法の非得のみが〔問われている〕ではない。

「まず例えば」以下は実例である。「その獲によってそれは捨せられる」とは、「その聖道の獲によって、その不獲を特徴とする異生性が捨せられる」である。

【問】 その異生性はいかなる界に所属するものであるのか？

【答（異説の提示）】 或る者たちは「〔異生性は〕三界に属するものである」と〔言う〕<sup>(72)</sup>。

【異説に対する称友の批判】 だが、不獲は生まれた〔場所〕の所依身にもとづいて確立されるものであり、異生性は〔聖道の〕不獲を自性とするものである。それゆえに、この欲〔界〕所属の有

(71) 非得の捨については、加藤宏道 [1985(2)]pp.149-151 参照。

(72) 安慧の解釈であると考えられる。AKTA D. tho, 215a4f, P. to, 251a8f. AKTA の訳文参照。そして、この安慧の解釈は以下に称友によって批判される。称友の安慧批判については、福田琢 [2002] を参照。

情には、欲〔界〕所属の異生性のみが存在するのであって、色〔界〕所属や無色〔界〕所属〔の異生性〕は〔存在し〕ないのである。したがって、「三界所属〔の異生性〕が捨せられる」というこのことは理に合うものではない、と我々は理解している。

さらにもし「そ〔の異生性〕が不生の法となってしまう」と考えて、三界所属のそ〔の異生性〕が捨せられると比喩的に考えられるとするならば、このようなこともあってもよからうし、このことは否定されない。だが、「欲〔界〕所属の或一つの異生性の得があり、そ〔の異生性〕は世界第一法位 (laukikāgradharmāvasthā) において捨せられる」と我々は理解している。そしてそ〔の異生性〕は欲〔界〕を離染する第九解脱道<sup>(73)</sup>において断じられる。また、聖者が色〔界〕や無色界に生じつつあるとき、〔その聖者にとっての〕各々の地にある諸々の異生性の得は、聖道の得の持つ能力によって決して生じることではない。だが、それら〔諸々の異生性〕は地ごとに第九解脱道において断じられると理解されるべきである。

「また、地を移動することによって」とは、欲界を離染することによって、初静慮へ移動するとき、欲〔界〕所属の異生性が捨せられる。だが、聖者となるのではない。何故ならば、初静慮地所属の異生性が生ずるからである。同様に、無色界へ移動することによって色〔界〕所属の異生性が捨せられる。そして、上地より下地に移動し、上地所属の異生性が捨せられる、と説明されるべきである。

「他〔の諸法〕の〔非得が捨せられることについて〕も同様に適用されるべきである」とは、例えば、聖道の得によって異生性という〔聖道の〕非得が捨せられると適用されるべきであるのと同様に、他の聞〔所成〕や思所成などの諸法の非得が捨せられると適用されるべきである。

【問】どのようにか？

【答】まず、欲〔界〕所属の聞〔所成〕や思所成などの諸法の得を獲ることによって、〔それら諸法の〕非得が捨せられ、生得の諸善〔法〕の得によって、断善〔根〕の者にとって〔諸善法の〕非得が捨せられる。また、地を移動することによって、〔つまり〕この人が欲界より死没して初静慮へ生ずることによって〔地を〕移動するとき、そ〔の初静慮〕地に属し、趣に摂められる諸々の蘊の非得が捨せられる。何故ならば、「諸々の趣は必ず不染汚無記である」<sup>(74)</sup>と〔後に〕説かれるだろうからである。そして、「無記〔の諸法〕の得は〔本法と〕同時に生ずるものである」(AK, II-38c)<sup>(75)</sup>ということはすでに説かれた。同様に、初静慮地に属する加行〔得〕の諸々の功德の得により、〔それらの諸法の〕非得が捨せられる。また、〔非得は〕地を移動することによって〔捨せられる〕。〔つまり〕上地に属し、趣に摂められる諸蘊の〔非得は〕、そ〔の上地〕を移動す

<sup>(73)</sup>欲界の修惑の第九品を滅じおわった位、つまり欲界を離染する第九解脱道の位とは、不還果である。無色界の修惑の第九品を断じおわった位は阿羅漢果である。

<sup>(74)</sup>AKBh, III, Pradhan, p.114.9-11:

一方、五趣なるもの、

それらは、不染汚無記のみであり、有情と呼ばれるが、中有ではない。(AK, III-4)

<sup>(75)</sup>Pradhan, p.65.10.



ることによって捨せられる、と〔適用されるべきである〕。

或る人が地を移動することに関する解釈のこの実例は、そこではいまだ明瞭ではないと我々は理解している。上地に属し趣に摂められる諸々の蘊の非得は、ただ地を移動することによってのみ捨せられるのではない。

【問】ではどうなのか？

【答】それら〔上地に属し趣に摂められる諸々の蘊〕の得によっても〔捨せられる〕。そして、この実例が混乱のないものであると我々は理解している。例えば、第二などの静慮地に属する加行〔得〕の諸々の功德の非得は、そ〔の第二などの静慮地に属する加行得の諸法〕を獲ていない欲〔界〕所属の有情にある。もしその人が欲〔界〕を離染することによって初静慮に生じるならば、それら〔第二などの静慮地に属する加行得の諸功德〕に対するかの非得は、地を移動することによって捨せられるのだが、それら〔第二などの静慮地に属する加行得の諸法〕に対する、初静慮地に属する非得は生ずる。以上のように、他〔の諸法〕の〔非得が捨せられることについて〕も同様に適用されるべきである。

【AKTA】 (D. tho, 215a3-b4, P. to, 251a6-b8)

「それを得することと、地を移動することによって捨せられる」とは、〔非得は〕それを得ることと地を移転することによって捨てられる。「地を移動すること」とは、界や地に生じることによる移動である。

そのうち、或る法に対する非得は、そ〔の法〕を得ることによって捨せられる。まず、例えば異生性は聖道の不獲であるように、〔聖道を〕獲ることによって三界所属〔の異生性〕が捨せられる<sup>(76)</sup>。〔そして〕地を移動することによっても〔捨せられる〕。

【問】何が〔捨せられるの〕か？

【答】異生性が捨せられるのである。すなわち、〔或る者が〕欲界から離染したとき、その者にある欲〔界〕所属の異生性は、そ〔の欲界〕を所縁とする欲である貪を断じることによって断じられるが、捨せられるのではない。〔その者が〕初静慮に生じることによって地を移動するとき、この者にあるそ〔の欲界所属の異生性〕は捨せられるが、断じられるのではない。何故ならば、〔欲界所属の異生性は〕さきにすでに断じられているからである。聖者となるのでもない。何故ならば、初静慮地の異生性を獲るからである。初地<sup>(77)</sup>〔から〕上界〔へ移動する場合の非得の捨の〕ように、〔それ以外の地を〕移動することについても同様に詳細に説明されるべきである。

「他〔の諸法〕の〔非得が捨せられることについて〕も同様に適用されるべきである」とは、例えば、〔聖〕道を得ることによって異生性が捨せられるのと同様に、他〔の諸法〕を得ることによっても、それら〔の諸法〕の非得<sup>(78)</sup>が捨せられる。

(76)この安慧の解釈は称友によって批判される。AKV の訳文参照。

(77)九地の中の初めの地、すなわち欲界を指すと考えられる。

(78)D 版と P 版 (D. tho, 215b1, P. to, 251b4) 共に “thob pa” だが、AKLA (D. cu, 162a4, P. ju, 190a3) に

【問】 どのようにか？

【答】 まず、欲〔界〕所属の聞<sup>(79)</sup>・思所成のものと、色〔界〕所属の聞<sup>(80)</sup>・修所成のものと、無色〔界〕所属の修所成のものに対する非得は、それらを得ることによって捨せられる。上界の趣に摂められる蘊に対する非得は、上地に生じることによって捨せられる。同様に、生得の善や、適宜に苦法智忍から阿羅漢性にいたるまでの無漏〔の諸法〕に対する非得は、それらを獲得することによって捨せられる。同様に、時解脱 (sāmayika) と不時解脱 (asāmayika) の阿羅漢性に対する非得は、それを得ることによって捨せられる<sup>(81)</sup>。

そして、〔非得の〕捨がいまだ知られていないので、〔世親先生は〕「『〔非得が〕捨せられる』  
というのは」と述べる。

#### 2-4-2-6. 隨得論<sup>(82)</sup>

##### 2-4-2-6-1. 總論

【AKBh】 (Pradhan, p.66.23)

【問】 では、得と非得にも、得と非得があるのか？

【答】 〔これに対して、毘婆沙師の者たちは〕「兩者〔いずれ〕にも兩者（得と非得）がある」と〔答えて〕言う。

【AKV】

(註釈無)

【AKTA】 (D. tho, 215b4-b5, P. to, 251b8-252a2)

より “ma thob pa” に訂正して読む。

<sup>(79)</sup>D 版と P 版 (D. tho, 215b1, P. to, 251b5) 共に “thob pa” だが、AKLA の D 版 (D. cu, 162a5) により “thos pa” に訂正して読む。

<sup>(80)</sup>D 版と P 版 (D. tho, 215b1, P. to, 251b5) 共に “thob pa” だが、AKLA (D. cu, 162a5, P. ju, 190a4) により “thos pa” に訂正して読む。

<sup>(81)</sup>『順正理論』12, T29, p.400a3-a7 (『顯宗論』7, T29, p.805b8-b13) :

如是住初無漏心者、於苦法智、展轉乃至。住金剛喻三摩地者、於阿羅漢所有非得、如其所應、隨得此法、捨此非得。  
如是乃至、阿羅漢果、時解脱者、於阿羅漢不時解脱所有非得、得此法時、捨此非得。

<sup>(82)</sup>隨得については、那須良彦 [2007] および加藤宏道 [1985(2)] pp.154-158 参照。

【問】無限遡及の過失があることになるので、〔質問者が〕「得と非得にも」云々と質問する。

【答】〔これに対して、〕「両者〔いずれ〕にも両者（得と非得）がある」と〔答えて言う〕。〔本〕法に得の非得がある場合、〔その本法の得の非得には〕得があると認めることができる。そ〔の本法の得の非得〕に非得があることはない。〔本〕法に非得の非得がある場合、〔それは本法が得されることを意味するのだから、〕そ〔の非得の非得〕にとっての〔本〕法が非得されるとするのは理に合わない。以上のようなならば、必ずしも非得にさらに非得があるわけではない<sup>(83)</sup>。

## 2-4-2-6-2. 三法・六法・十八法俱起

【AKBh】（Pradhan, pp.66.24-67.5）

【反論】だが、このようであるならば、諸々の得には無限遡及の過失があることになろう。

【答論】〔諸々の得には〕無限遡及の過失はない。何故ならば、〔得と得の得は〕相互に成就し合うからである。実に〔本法それ〕自体を合わせて、第三の法〔まで〕が生起する。〔すなわち、〕そ〔の本〕法と、そ〔の本法〕の得と、得の得である。そのうち、〔有情の相續に〕得が生起することにもとづいて、〔その相續は〕かの〔本〕法を成就し、また得の得をも〔成就する〕。さらに得の得が生起することにもとづいて、〔その相續は〕その同じ得を成就するのである。このゆえに、無限遡及の過失はない<sup>(84)</sup>。

そして、以上のように〔第一刹那において〕生じた〔本法それ〕自体を合わせた第三の法〔までのもの〕、〔例えば〕善〔法〕あるいは染汚〔法〕に、第二刹那においては三つの得が生ずる。そしてさらに、それら〔三つの得〕に三つの随得（得の得）が生ずる。ゆえに、〔第二刹那においては〕六〔法〕が生起する。

<sup>(83)</sup> AKLA, D. cu, 162b1-b2, P. ju, 190a8-b2:

【問】無限遡及の過失があることになるので、〔質問者は〕「得と非得にも」云々と質問する。

【答】〔これに対して〕「両者〔いずれ〕にも両者（得と非得）がある」と〔答えて〕言う。非得の得の断があるであろうから、それゆえに非得の得は存在する。得の断によって非得が生ずると言われる。したがって、得の非得もまた存在する。ゆえに「両者〔いずれ〕にも両者（得と非得）がある」というのがよき答弁である。

<sup>(84)</sup> 玄奘訳『婆沙論』158, T27, p.801b2-b4:

一刹那中、但有三法。一彼法二得三得得。由得故成就彼法及得得、由得得故成就得、由更互相得故非無窮。

旧訳『毘婆沙論』17, T28, p.127c22-c24:

法生時、三法俱生。謂法得得得。以得故成就彼法及得得、以得得故成就得。是故非無窮。

『雜阿毘曇心論』9, T28, p.947b27-b29:

若諸法生、即彼法二得俱生。得及得得。彼得力故、成就法及得得。得得力故、成就得。以得及得得故、俱一心展轉相得。是故非無窮。

第三刹那には、第一刹那と第二刹那において生じたものに、九つの得が、〔九つの〕随得を伴って生ずる。ゆえに、〔第三刹那には〕十八〔法〕が生ずる。

【AKV】 (Wogihara, p.156.3-16)

「だが、このようであるならば、諸々の得には無限遡及の過失があることになるう」とは、得にまた得があり、これ(得の得)にもまた別〔の得〕(得の得の得)があり、そ〔の得の得の得〕にもまた別〔の得〕(得の得の得の得)がある、というように無限遡及となるう。「何故ならば、〔得と得の得(随得)は〕相互に成就し合うからである」とは、「得は、得の得にもとづいて成就され、得の得(随得)は得によって成就される」という意味である。「得が生起することにもとづいて」云々。〔その相続は〕得が生起することにもとづいて、かの〔本〕法、或いは心を成就し、また得の得(随得)をも成就する、という文脈である。得の得(随得)が生起することにもとづいて、〔その相続は〕その同じ得を成就するのである。このように、得は二つのもの(本法と随得)に対して作用し、得の得(随得)は一つのもの(得)に対して〔作用する〕。このゆえに、無限遡及の過失はない。

「善〔法〕あるいは染汚〔法〕に」というのは、双方(善法あるいは染汚法)には、〔本法よりも〕前に生ずる〔得〕(法前得)と、〔本法よりも〕後に生ずる〔得〕(法後得)があるという理由で、〔この〕語を用いるのである。何故ならば、無記〔法〕には、〔本法と〕同時に生ずる得(法俱得)のみがあるからである。「第二刹那において」云々。第二刹那においては、かの本法と、そ〔の本法〕の得と、得の得(随得)とに対して得が生ずる。ゆえに、三つの得が生ずる。何故ならば、得にもとづいてそれら〔本法・得・随得〕が成就されるからである。さらに、それら三つの得を成就するために、三つの随得が生ずる。ゆえに、六つの得が生ずる。

「第一〔刹那〕と第二刹那において生じたものに」とは、「〔本〕法を合わせた九つのものに」である。〔それら九つのものに〕九つの得が、随得を伴って〔生ずる。ゆえに〕十八〔法〕が生ずる。

【AKTA】 (D. tho, 215b5-216a3, P. to, 252a2-a7)

【反論】だが、このようであるならば、諸々の得には無限遡及の過失があることになるう。

【有部】どのようにしてか？

【反論】得にも得があり、そ〔の得の得〕に別〔の得〕(得の得の得)があり、そ〔の得の得の得〕にも別〔の得〕(得の得の得の得)がある、とこのように無限遡及となる<sup>(85)</sup>。同様に非得につい

(85) AKLA はこの後、

「何故ならば、〔得と得の得は〕相互に成就し合うから」云々。〔有情の相続に〕得が生起することにもとづいて、〔その相続は〕かの〔本〕法を成就し、また得の得をも〔成就する〕。得の得が生起することにもとづいて、〔その相続は〕その同じ得を成就するのである。このように、得は二つのもの(本法と随得)に対して作用し、得の得(随得)は、一つのもの(得)に対して作用する。このゆえに、無限遡及とはならない。(AKLA, D. cu, 162b3-b4, P. ju,

でも説明されるべきである。〔だが、〕非得が起こるときには非得は〔本法と〕同時には生じない。

【問】 その場合どうなのか？

【答】 得のみがそ〔の本法〕と同時に生じる。得の得（随得）もまた〔同様〕である。〔何故ならば、〕得と非得とは同時にはありえないからである。

「善〔法〕や染汚〔法〕」とは、無覆無記〔の法〕ではないということを示している。何故ならば、そ〔の無覆無記の法〕は同時に得されるもの（法俱得のもの）であるという理由で、第二刹那における得はないからである。第二刹那においては、三つの得が生ずる。〔つまり、〕**第二刹那においては、第一刹那において生じた〔本法それ〕自体を合わせた第三の法〔までのもの〕に、三つの得が生ずる。そしてさらに、〔それら三つの得に〕三つの随得が生ずる。ゆえに六〔法〕が生ずる。**

**第三刹那においては、第一刹那において生じた〔本法それ〕自体を合わせた第三〔の法までのもの〕に三つ〔の得〕、〔それから〕第二刹那において生じた得されるべき六つのものに六つ〔の得〕が生ずる。そうであるので、それらに九つ〔の得〕が生ずる。さらにそれら〔九つの得〕に九つの随得が生ずる。以上のようなので、十八〔法〕が生ずる。**

#### 2-4-2-6-3. 無辺・無障礙の得

【AKBh】 (Pradhan, p.67.6-10)

以上のように、〔得は〕次第に後になるに従って増大することになる以上、過去・未来の煩惱の諸刹那、および先天的に得ている善の諸刹那における相応〔法〕や共に生ずるもの（生相などの四相・四随相）を伴った、無始無終の輪廻に繋がれている〔諸法〕に関する、これら拡大しつつある得は、一有情において〔すら〕一々の刹那ごとに無限に生ずる。ゆえに、諸々の有情の一々の相續身ごとに、身体の諸刹那は無限の〔数の得という〕実体を有する。ああ！ 諸々の得には過大なる喜びがあることよ！

だが、〔得は色法ではないので、〕決して〔互いに〕妨害し合うことはない。そのことにより〔膨大な数量の得は〕虚空中において場所を得る。もしそうでなければ、虚空の中には〔一人の有情の持つ得だけで一杯になり〕、第二の〔有情の得を容れる〕余地はないことになる。

---

190b3-b4)

というように、反論に対する答論を、AKBh 本論と AKV からの借用によって構成している。「このように、得は二つのもの（本法と随得）に対して作用し、得の得（随得）は、一つのもの（得）に対して作用する」という文が AKV からの借用である。

evam prāptir ubhayatra vyāpriyate / prāptiprāptis tv ekatra... (AKV, Wogihara, p.156.8-9)

【AKV】 (Wogihara, pp.156.16-157.2)

「以上のように、〔得は〕次第に後になるに従って増大することになる以上」云々。〔uttarottara-vṛddhiprasaṅgena という複合語は次のように釈される。〕「後々の刹那において得による増大がある」、あるいは「得には後々の刹那における増大がある」である。「そのようになってしまう」というのが、「次第に後になるに従って増大することになる」である。そうである以上、つまり次第に後になるに従って増大することになる以上、**これら得は拡大しつつあるものとなる。**

我々は、〔諸々の得が拡大してゆく〕方向性のみを示すであろう。第四刹那においては、第一刹那において生じた三つの法が、得と随得を有しているはずである。また、第二刹那において生じた六つの得と随得は、さらに得と随得とを有しているはずである。同様に第三刹那において生じた十八の得と随得は、さらにまた得と随得とを有しているはずである。ゆえに、〔第四刹那においては〕第一・第二・第三刹那において生じた〔諸法〕の得は、二十七であり、〔その二十七の得は〕同じ数の随得を従えている。したがって、第四刹那においては、〔計〕五十四の得が生じているのである。

そして、第五刹那においては、第一・第二・第三刹那において生じた〔諸法の〕得と随得は五十四となり、第四刹那において生じた〔諸法の〕得と随得は五十四の二倍となる。〔ゆえに、第五刹那においては〕得は五十四の三倍の数である百六十二法となる<sup>(86)</sup>。以上の様に、次第に後になるに従って増大することになることが述べられるべきである。

「過去・未来の」というここにおいて、「現在」という語を使用しないのは、〔現在のものは〕確定的ではないからである。「**および先天的に得ている**」というここにおいて、「加行のもの」という語を使用しないのは、〔加行のものも〕同じく確定的なものではないからである。「**相応〔法〕や共に生ずるものを伴った**」とは、「受などを伴った、および生などを伴った」である。**無始無終の輪廻に繋がれている〔諸法〕に関する、つまり始まりなく終わりのない輪廻の中に摂在されている〔諸法〕に関する〔これら拡大しつつある〕得は、一有情において〔すら〕一々の刹那ごと無限に、つまり無量に生ずる。まして多く〔の有情〕においてはなおさらである。「無限の実体」**とは、「無限の〔数の〕得という実体」という意味である。「**ああ！ 諸々の得には過大なる喜びがあることよ！**」というこれは嘲笑の言葉である。

〔得は〕有色法ではないので、決して〔互いに〕妨害し合うことはない。そのことにより〔膨大な数量の〕得は〔虚空中において〕場所を得る。

【AKTA】 (D. tho, 216a3-a5, P. to, 252a7-b2)

<sup>(86)</sup>cf 藤井玄珠『阿毘達磨俱舍論校註』4, 27 丁右～左 (冠註部分、原漢文):

第四刹那には、第一の三、第二の六、第三の十八を以て所得法と為し、此の能得大小五十四有り。第五刹那には、前  
来の能所得を合して八十一法、此を所得と為し、大小能得百六十二俱起す。是れ一法上の法後得に就きて之を言ふ。  
若し同時心心所等に就かば、須臾に無数の得有り。

「後々の刹那において得による増大がある〔ゆえに〕」、あるいは「〔得は〕後々の刹那において増大する以上」である。「そのようなことになってしまう」というのが「次第に後々〔の刹那〕に増大することになる」である。そのようなことになる以上、〔得は〕拡大しつつあることになるので、〔得は無限に拡がって〕いくことになってしまう<sup>(87)</sup>。

「相応〔法〕や共に生ずるものを伴った」といううち、「相応〔法〕」とは、心・心所〔法〕である。「共に生ずるもの」とは、生〔相〕など〔の四相・四随相〕である。〔それらを伴った諸法は〕無始無終の輪廻に繋がれている。「一々の相続身ごとに、身体の諸刹那は無限の〔数の得という〕実体を有する」というのは、得に限りがないからである。

「妨害し合うことはない」というのは、〔得は〕法界所撰のものであるからである。「もしそうでなければ」とは、「もし相互に礙げがあるならば」である。

(未完)

本稿を作成するに際し、神子上恵生先生（龍谷大学名誉教授）・武田宏道先生（元龍谷大学教授・浄土真宗本願寺派司教）・本庄良文先生（仏教大学教授）・那須円照先生（龍谷大学仏教文化研究所客員研究員）より様々なご教示を賜りました。厚く御礼申し上げます。

## 略号及び参考文献一覧<sup>(88)</sup>

### 二次資料

#### 邦文

加藤宏道

[1985(2)] 「得・非得の研究（承前）」『宗学院論集』56.

櫻部建

[1997] 『増補 仏教語の研究』京都: 文栄堂.

<sup>(87)</sup> AKLA はこの後、

我々は〔得が拡大してゆく〕方向性のみを示すであろう。第四刹那においては、第一・第二・第三刹那において生じたものに、二十七の得が生じ、それら（二十七の得）の随得が生ずる。前のもの（計二十七の得）を二十七〔の随得〕と一つにすることによって、得は五十四となる云々。（AKLA, D. cu, 162b7-163a3, P. ju, 191a1-a5）

というように、AKV にもとづいた文を挿入している。

<sup>(88)</sup> 那須良彦 [2007] および那須良彦 [2008] に既出の略号及び参考文献はここに記さなかった。

櫻部建・小谷信千代・本庄良文

[2004] 『俱舎論の原典研究 智品・定品』 東京: 大蔵出版.

那須良彦

[2008] 「俱舎論根品心不相応行論—世親本論と諸註釈の和訳研究 (3)—」 『インド学チベット学研究』 12.

福田琢

[2002] 「Bhagavadviśeṣa」 『櫻部建博士喜寿記念論集：初期仏教からアビダルマへ』 京都: 平楽寺書店.

—2010年8月7日—

On *Cittaviprayuktasaṃskāra* in the *Abhidharmakośa*, Chapter II  
—An Annotated Japanese Translation of the *Abhidharmakośa* and Its Commentaries (4)—

Summary

Vasubandhu discusses the discrimination of possession (*prāpti*) and non-possession (*a-prāpti*) from various perspectives in the *Abhidharmakośabhāṣya* ad. *Abhidharmakośakārikā* II 37-40. Those perspectives are the three time periods, the three moral qualities, the location by the realm in which possessions and non-possession are connected, three kinds of practitioners, and the path in which possessions and non-possession are to be abandoned.

This article is an annotated Japanese translation of the texts discussing the discrimination of possession and non-possession from various perspectives found in Vasubandhu's *Abhidharmakośabhāṣya*, Yaśomitra's *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā* and Sthiramati's *Tattvārthā Abhidharmakośabhāṣyaṭīkā*. I have also added notes on the passages of Pūrṇavardhana's *Lakṣaṇānusārīṇī Abhidharmakośaṭīkā* where the passages are different from Sthiramati's *Tattvārthā*. This article is a continuation of "On *Cittaviprayuktasaṃskāra* in the *Abhidharmakośa*, Chapter II —An Annotated Japanese Translation of the *Abhidharmakośa* and Its Commentaries (3)—," *Journal of Indian and Tibetan Studies (Indogaku Chibettogaku kenkyū)*, No. 12, 2008.

The Synopsis of the discrimination of possession and non-possession from various perspectives is as follows:

2-4-2-4.

Discrimination of possession from various perspectives



## 2-4-2-4-1.

Discrimination from the perspective of the three time periods

## 2-4-2-4-2.

Discrimination from the perspective of the three moral qualities

## 2-4-2-4-3.

Discrimination from the perspective of the location by the realm in which possessions are connected

## 2-4-2-4-4.

Discrimination from the perspective of the three practitioners

## 2-4-2-4-5.

Discrimination from the perspective of the path in which possessions are to be abandoned

## 2-4-2-4-6.

Discrimination from the perspective of various factors(*dharmas*) and possessions in the three time periods

## 2-4-2-5.

Discrimination of non-possession from various perspectives

## 2-4-2-5-1.

Discrimination from the perspective of the three moral qualities

## 2-4-2-5-2.

Discrimination from the perspective of the three time periods

## 2-4-2-5-3.

Discrimination from the perspective of location by the realm in which non-possession are connected

## 2-4-2-5-4.

The theory of the nature of the ordinary person(*prthagjanatva*)

## 2-4-2-5-5.

Discrimination from the perspective of the manner in which possessions are to be discarded

## 2-4-2-5-6.

The theory of secondary possessions(*anuprāptis*)

キーワード 俱舍論, 世親, 称友, 安慧, 満増, 心不相応行, 得, 非得, 諸門分別, 異生性, 随得